

第3期様似町地域福祉計画・
第6期様似町地域福祉実践計画

令和3年3月
様似町
様似町社会福祉協議会

はじめに

平成 23 年 3 月に策定された「様似町地域福祉計画・様似町地域福祉実践計画」は平成 28 年 3 月に第 2 期計画・第 5 期実践計画への再策定を経て、この 3 月で 10 年を迎えました。この間、高齢者サービスの根幹を成す介護保険制度は「地域包括ケアの推進」「介護予防・日常生活支援総合事業の創設」「地域支援事業の充実」「自立支援・重度化防止」と制度改正を重ねてきました。それを受け、本町としましても推進体制を整備し、新たに介護予防教室や認知症カフェ、介護予防ボランティアポイント制度などを事業化し、町民のみなさまに安心して暮らせる町づくりを進めてまいりました。

しかし、本町は人口の減少、少子化、高齢者の増加が著しく進み、地域社会、地域福祉の担い手不足が年々深刻化しております。さらに多様化・複雑化する福祉的課題に対応するためには町民自身の努力としての「自助」、ボランティアなどの助け合い活動を基盤とした支え合いの仕組みである「共助」、公的機関によって提供される福祉サービス「公助」の三つが連携し、子ども・高齢者・障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り出していかなければなりません。様似町に住んで良かったと思っていただける「地域共生社会」の実現に向けて、地域全体で取り組んでいきましょう。

このたび、これまでの計画の方向性を継承しつつ、新たな課題に対応できるよう、地域における包括的な支援体制の整備や、住民主体による地域づくりに関する事項なども盛り込み「夢を 紋を 笑顔でつなぐ様似町」を基本理念として本計画を策定いたしました。本計画は、高齢者、子ども、障がい者などに関する個別計画を内包する上位計画として、福祉施策の理念と方向性を示したものとなっております。

この計画を推進していくために、町民や福祉関係者の皆様と共に、より一層連携を強め、さらなる地域福祉の推進に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びにあたり計画策定に向けて、新型コロナウイルス蔓延により十分なご審議をいただけない環境の中、貴重なご意見をいただきました策定委員会委員のみなさまはじめ、アンケート等でご回答をいただきました町民の皆様や関係各位に対しまして、心から厚くお礼を申し上げます。

令和 3 年 3 月
様似町長 坂 下 一 幸

目 次

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景	1
2 計画の性格	2
3 計画の策定体制	6

第2章 様似町の現状

1 様似町の地域特性	7
2 高齢者の状況	8
3 障がいのある人の状況	15
4 障がい者福祉事業の実績	19
5 ひとり親世帯の状況	21
6 生活保護者・世帯の状況	21
7 分野別施策の現状	22
8 地域福祉関連施設の整備状況	29
9 住民アンケート調査結果	30

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念	34
2 計画の基本目標	35
3 計画の施策体系	36

第4章 施策の展開

1 夢のあるまちづくり	37
2 安心して健やかに暮らせるまちづくり	41
3 紋を大切にする助け合いのまちづくり	46

第5章 計画の推進

1 計画の推進にあたって	50
2 計画の推進体制	50
3 計画の評価・点検	51

資料編

【資料1】 様似町地域福祉計画策定委員会設置要綱	52
【資料2】 様似町地域福祉計画策定委員名簿	53

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景

個人が持つ価値観の多様化、集団意識の変化により、社会全体は大きな変化を見せて います。

わが国では、1990年代に「少子化」という言葉が使われ始めて以来、出生率は一度も上昇することなく、もはや減少は常態化しています。多世代家族から核家族への形態の変化は、現代の独居老人世帯、高齢者のみの世帯の増加へと結びつき、遠隔地で働く子を持つ親はそのまま年齢を重ね、高齢者夫婦がお互いを介護する老老介護やお互いが認知症を持つ夫婦による認認介護世帯の増加は既に社会を悩ます問題へと発展し、様似町でも現実のものとなっています。他国には見られない速度で進む高齢化に法や施策が追いついていかず、地方へいくほど介護人材、介護サービスの不足など人的にも経済的にもたやすく解決できない問題が生み出されています。これらは長寿命化が生みだした社会問題であり、以前には考えられないことでした。

昭和 40 年代までは濃密な人間関係を基盤に、地域における個人間の結びつきが強く「お互いの助け合い」は地域を運営していく上で重要な共通認識でしたが、個を尊重する風潮のなか、その意識の希薄化は現代社会に露見する問題となっています。

このような状況のなか、様似町では高齢者や障がいのある方、子どもを含む全ての町民がお互いに支え合いながら、安心して暮らせる「地域共生社会」の実現をめざすロードマップとして「第3期 様似町地域福祉計画・第6期様似町地域福祉実践計画」を策定することとしました。

平成 23 年度から平成 27 年度までの「様似町地域福祉計画・第4期地域福祉実践計画」、平成 28 年度から令和 2 年度までの「第 2 期様似町地域福祉計画・第 5 期様似町地域福祉実践計画」により福祉施策を開拓してきましたが、達成されなかった目標や施策は「住民同士が助け合いながら暮らしていけるまちづくり」「福祉で安心のあるまちづくり」「愛と夢と希望の溢れる輝くまちづくり」の基本理念のもと、継続してその解決に取り組み、新たに発生した問題には最善の対処法を推進していきます。

私たちを取り巻く福祉に関する問題は相互に絡み合い、一筋縄での解決法を見つけることは困難ですが、令和 3 年度にスタートする本計画は山積する福祉課題の解決のための道標であり、町民と行政が今後 5 年間、継続して努力していく事柄を明示するものでもあります。

2 計画の性格

2-1 計画の性格

平成 29 年に改正された社会福祉法第 107 条は、市町村は、地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画を策定するよう努めるものと規定しており、策定に際しては、高齢者や障がい者、児童等の福祉の各分野における共通の事項を横断的に記載する上位計画として位置づけるものとしています。

また、「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について(平成 29 年 12 月 12 日社援発 1212 第 2 号)」で示されている市町村地域福祉計画の策定ガイドラインには、町社会福祉協議会の役割について、次のとおり記載されています。

社会福祉協議会が中心となって策定している地域福祉活動計画(実践計画)は、住民等の福祉活動計画として地域福祉の推進を目指すものであることから、地域福祉計画と一体的に策定したり、その内容を一部共有したり、地域福祉計画の実現を支援するための施策を盛り込んだりする等、相互に連携を図ることが求められる。

これから読み取れるように、町による地域福祉計画と社会福祉協議会の地域福祉実践計画は、同じ町で福祉のまちづくりをめざすという観点から、相互に補完し、連携・役割分担することが必要であるといえます。

	地域福祉計画	地域福祉実践計画
策定の根拠	社会福祉法第 107 条で規定する努力規定	全国社会福祉協議会「地域福祉活動策定指針」
計画の性格	自治体内の福祉を推進していくための行政計画	社会福祉協議会の活動・行動計画
計画の策定主体	行政が主体となるが、住民、社会福祉事業経営者、社会福祉活動を行う者の意見を反映させるよう努めるものとする。	社会福祉協議会が策定

(1) 地域福祉計画

地域福祉計画は、住み慣れた地域で高齢者、障がい者、児童などの分野ごとの「縦割り」ではなく、それぞれの市町村の実情に応じたかたちで、行政や福祉、保健等の関係機関が一体となって支え合うことができる地域の仕組みづくりに取り組むための行政計画です。

① 地域における福祉サービスの適切な利用の推進

(積極的な発信、広報・総合相談体制の充実・福祉サービスの利用促進)

② 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な育成
(ニーズの把握、迅速な対応、PDCA サイクルによる事業検証、参加者の意見取り入れ)

③ 地域福祉に関する活動への住民参加の促進
(ボランティア活動への支援・ボランティアサポーターの養成・各団体のネットワーク強化)

(2) 地域福祉実践計画

社会福祉協議会が「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体(社会福祉法第 109 条)」としての役割と社会的責任を果たすために、どのような福祉のまちづくりを目指しているのかを、地域住民へ明らかにするために主体的に策定する活動・行動計画です。

(参考)

●社会福祉法第 106 条の 3

(包括的な支援体制の整備)

町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業

二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業

三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

(参考)

●社会福祉法第107条
(市町村地域福祉計画)

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

●社会福祉法第108条

(都道府県地域福祉支援計画)

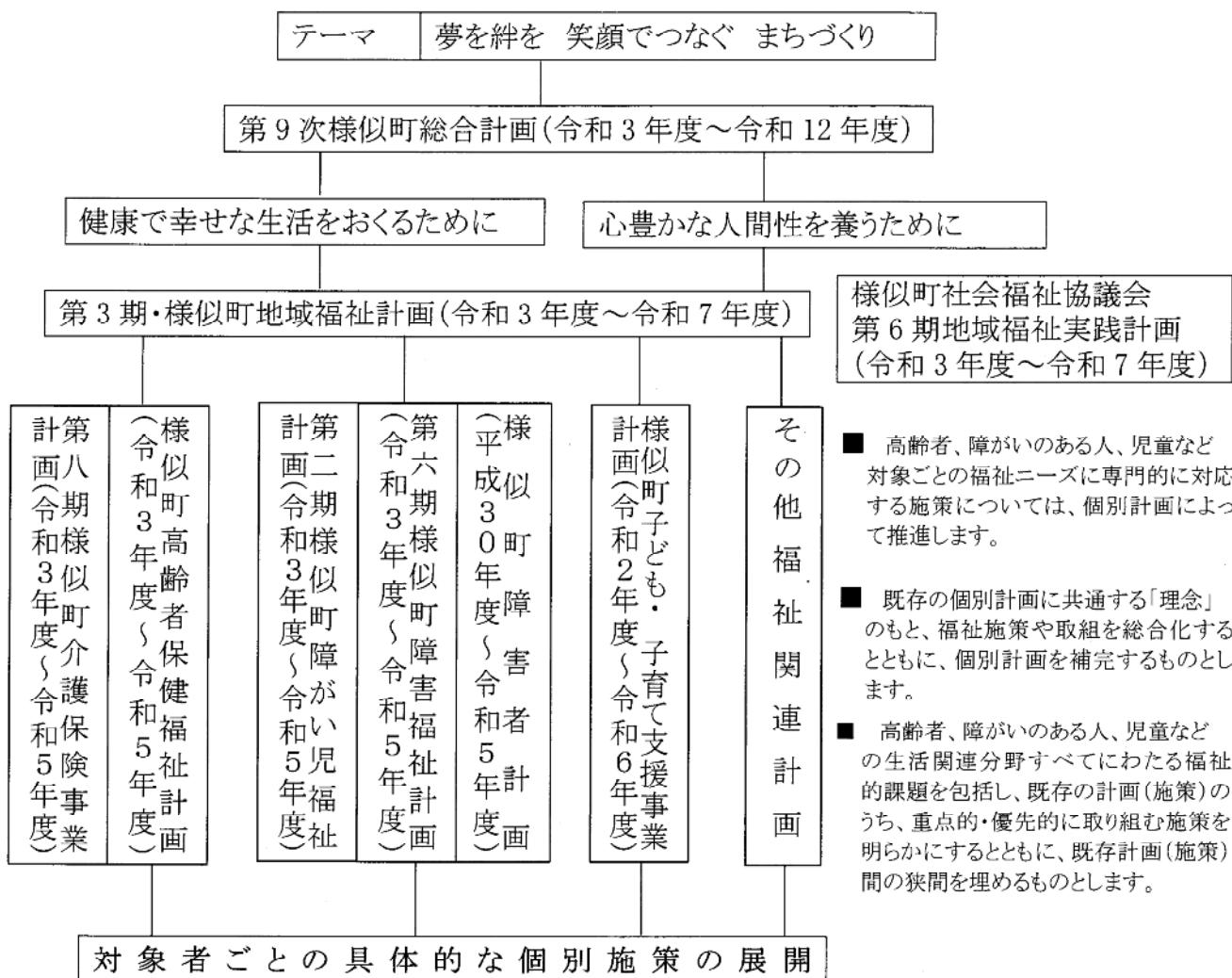
都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「都道府県地域福祉支援計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本の方針に関する事項
 - 三 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
 - 四 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
- 五 市町村による第百六条の三第一項各号に掲げる事業の実施の支援に関する事項
- 2 都道府県は、都道府県地域福祉支援計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 都道府県は、定期的に、その策定した都道府県地域福祉支援計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該都道府県地域福祉支援計画を変更するものとする。

2-2 計画の位置づけ

本計画は、様似町第9次総合計画を踏まえたうえで策定され、関連する諸計画の上位に位置するものです。

地域福祉計画と他計画との関係及びその位置づけ



- 高齢者、障がいのある人、児童など対象ごとの福祉ニーズに専門的に対応する施策については、個別計画によって推進します。
- 既存の個別計画に共通する「理念」のもと、福祉施策や取組を総合化するとともに、個別計画を補完するものとします。
- 高齢者、障がいのある人、児童などの生活関連分野すべてにわたる福祉的課題を包括し、既存の計画(施策)のうち、重点的・優先的に取り組む施策を明らかにするとともに、既存計画(施策)間の隙間を埋めるものとします。

2-3 計画の対象

本計画は、高齢者や障がい者といったサービスの「対象者」に注目するのではなく、「地域」に着目し、地域における支援を必要とする人（高齢者、障がいがある人、子育て家庭などをはじめとする、日常生活に何らかの支援を要する人）を対象としています。

2-4 計画の期間

本計画は令和3年度を初年度とし、令和7年度を目標年次とする5年間の計画とします。

なお、様似町、社会福祉協議会の状況や町内の経済的、社会的状況などが大きく変化した場合には、計画期間の途中においても必要な見直しをすることとします。

(社会福祉法第107条第2項参照)

3 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、福祉サービス事業者、医療関係者、保健・福祉関係者、民生委員、児童委員、学識経験者で構成する「様似町地域福祉計画策定委員会」を設置しましたが、策定年度の秋から冬にかけて新型コロナウイルスが全道的、日高管内的に衰えを見せなかつたことから、書面による審議とし、計画に対し各委員の意見を反映させました。

第2章 様似町の現状

1 様似町の地域特性

(1) 様似町の概要

様似町は、北海道の南東及び日高管内の南東に位置し、北緯 42 度 03'から 42 度 15'までの間と東経 142 度 51'から 143 度 12'までの間にあって、西は鶴苦川を境として浦河町に、東はえりも町に、北東は日高山脈をもって十勝管内広尾町に隣接し、南西は太平洋に面しています。

町域は、東西に 20.2 km、南北に 20.6 kmで、面積は 364.30 km²であり、様似町を象徴する親子岩、ローソク岩が浮かぶ美しい海岸線は 24.2 kmにわたっています。

地勢は、北側に日高山脈、南側に太平洋を臨み、様似川、海辺川の流域地帯をのぞくと、ほとんどが丘陵地帯、中起伏山地からなっており、河川の流域沿いと太平洋岸沿いに集落が形成されています。町の中央部には地質学的にとても貴重な「幌満かんらん岩体」から成るアポイ岳がそびえ、馬の背からは眼下に市街地を見下ろすことができます。このアポイ岳を中心とし、平成 27 年 11 月にはユネスコ世界ジオパークに認定されています。

気象は太平洋に面しているため海洋性気候となっており、秋から冬にかけて強い風が吹きつけますが、比較的な温暖な気候となっています。年間の平均気温は 8 度から 9 度で、以前は夏季の最高気温が 30 度になることはほとんどなく、冬季の気温もマイナス 10 度を下回ることは稀でしたが、近年は地球温暖化からか、夏から秋にかけて夏日を記録する日が続くことがあります。

(2) 少子高齢化の進展

様似町では人口の減少に歯止めがかからず、平成 27 年度国勢調査総人口は 4,518 人(男性 2,139 人・女性 2,379 人)であり、ピーク時の昭和 30 年度国勢調査総人口の 10,163 人と比較すると半分以下に減少しています。なお、令和 2 年 3 月末の住民基本台帳人口は 4,207 人(男性 1,994 人・女性 2,213 人)となっています。

また、様似町の総人口に占める 65 歳以上の人口割合(高齢化率)をみると、平成 28 年 3 月末の住民基本台帳人口では 36.9%、その後平成 29 年 3 月末では 38.1%、平成 30 年 3 月末では 39.5%、平成 31 年 3 月末では 40.3%となり、直近の令和 2 年 3 月末では 41.6%となり、こちらは増加が止まりません。この数字を令和元年度版高齢社会白書(平成 30 年 10 月 1 日現在)と比較すると様似町の高齢化率である 39.9%は北海道値の 31.3%、全国値の 28.1%を大きく上回っています。

一方、若年層をみると15歳未満の年少人口は、5年前との比較では0.7ポイントの減少となっていますが、平成30年から31年は横ばい、31年と令和2年の比較では0.1ポイント増加しています(いずれも3月末時点)。これは総人口の減少者数に対し、若年者の減少が少ないことがあげられます。以下は過去5年の住民基本台帳人口による年少人口率です。

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
年少人口率	9.6%	9.2%	8.8%	8.8%	8.9%

(各年3月末現在)

2 高齢者の状況

様似町の人口は、昭和40年度国勢調査総人口10,037人を数えて以来、年々減少を続け、平成27年国勢調査時には4,518人と半分以下に減り、さらに減少は続き、令和2年3月末の住民基本台帳人口は4,207人となっています。

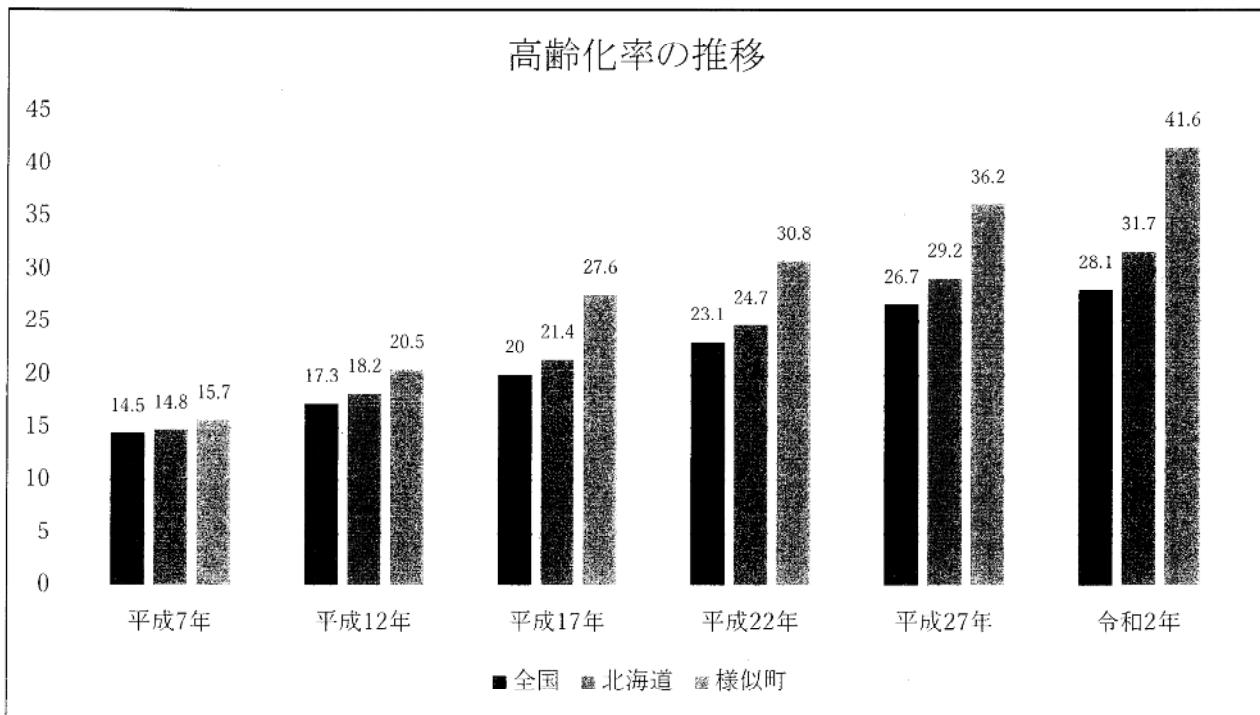
対照的に高齢者人口は年々増加を続け、令和2年3月末の高齢者数は1,749人となり高齢化率は41.6%で、5人に2人が高齢者となっています。ここ10年間の高齢化率を国、道と比較すると国との差が+8.1ポイント、道との差が+6.6ポイントであったものが、それぞれ+11.8ポイント、+8.6ポイントと広がっています。

核家族化、若年者層の減少は高齢者世帯の増加に拍車をかけ、高齢者独居世帯又は高齢者のみの世帯も増加しています。現在、施設入所者を除き1,439世帯が高齢者のみの世帯であり、うち独居世帯数は500世帯であることから、高齢者のみの世帯のうち3分の1弱が独居世帯となっています。現代社会が抱える老老介護問題は様似町では顕著であることがうかがえます。様似町の人口は、死亡者数が出生者数を上回る自然減が平成8年度に始まって以来、一度もプラスに転じることなく、平成30年には-1.46と前年度から0.46ポイントも減少しています。

(1) 人口の推移と高齢者・年少人口の状況

区分	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
総人口 A	6,210	5,711	5,114	4,518	4,207
15 歳未満	891	697	589	449	376
15~39 歳	1,584	1,369	1,070	819	753
40~64 歳 B	2,247	2,070	1,879	1,613	1,329
65~69 歳 C	430	410	355	437	447
70~74 歳 D	428	383	377	319	392
前期高齢者計 E(C+D)	858	793	732	756	839
前期高齢者比率% E/A	13.82	13.89	14.31	14.78	19.94
75~79 歳 F	318	367	329	321	293
80~84 歳 G	183	250	270	263	273
85 歳以上 H	129	165	245	295	344
後期高齢者計 I (F+G+H)	630	782	844	879	910
前期高齢者比率% I/A	10.14	13.69	16.50	19.46	21.63
65 歳以上人口計 J (E+I)	1,488	1,575	1,576	1,635	1,749
高齢者比率% J/A	23.96	27.58	30.82	36.19	41.57

(平成 12 年～平成 27 年 国勢調査、令和 2 年 3 月末住民基本台帳)



(2)高齢者の生活状況

① 高齢者の健康状態等

高齢者の受診状況

	1人あたり件数(件)		1件あたり日数(日)		1日あたり医療費(円)	
	65歳～74歳	75歳以上	65歳～74歳	75歳以上	65歳～74歳	75歳以上
入院	0.51	0.79	11.85	16.67	53,493	34,738
入院外	10.90	13.45	1.29	1.41	10,640	10,692
歯科	1.62	1.27	2.44	2.50	6,878	7,718
調剤	9.39	12.04	1.14	1.22	11,374	13,268
計	22.42	27.55	1.07	1.28	26,251	25,428

(参照 令和元年度国保・後期高齢者医療年報)

※65～74歳国保加入者の疾病構造

	疾病名	件数	構成割合
第1位	高血圧性疾患	1,127	18.0%
第2位	糖尿病	737	11.8%
第3位	脂質異常症	442	7.1%
第4位	その他の心疾患	307	4.9%
第5位	関節症	223	3.6%

(参照 令和元年度疾病別レセプト件数・医療費総額表)

様似町の65歳から74歳の国保加入者の疾病構造は、高血圧性疾患が5分の1弱を占め、次に糖尿病が1割強の比率となっています。1位、2位の順位は5年前と変わっていませんが、脂質異常症、その他の心疾患、関節症は今回あらたに上位疾病となっています。

平成30年度北海道後期高齢者医療広域連合「第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)」によりますと北海道における疾病構造の上位は「その他の心疾患」「脳梗塞」「肺炎」となっています。呼吸器系が2位に入っています。

② 高齢者のいる世帯の状況

世帯構成員の中に高齢者(満65歳以上)がいる世帯は、平成12年度から15年間で100世帯増え、現在も増加傾向にあります。15年前に総世帯数に対し42.3%であったものが、平成27年度には54.8%となり、10ポイント以上増えています。

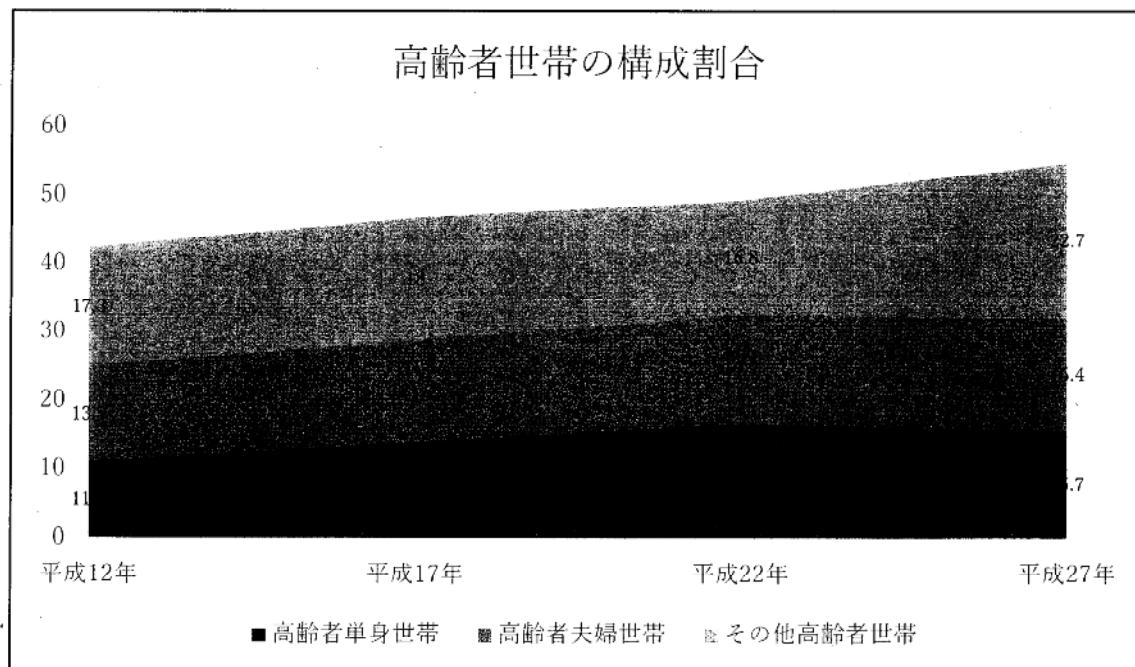
単身世帯数も一貫して増加し、平成12年は270世帯であったものが、15年後には321世帯となり、総世帯に占める割合が11.2%から15.7%に増加しています。

総世帯数の減少傾向に対し、高齢者世帯数の増加傾向が継続しているため、今後は高齢者独居、老老介護、認認介護問題へ地域で取り組むことが、より重要となっていきます。

高齢者世帯の状況(施設除く)

	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
総世帯数 A	2,403	2,330	2,203	2,042
65 歳以上の親族のいる世帯数 B	1,018	1,090	1,090	1,118
総世帯数に占める割合 B/A%	42.4	46.8	49.5	54.8
夫婦のみ世帯数 C	333	344	351	334
総世帯数に占める割合 C/A	13.9	14.8	15.9	16.4
65 歳以上世帯に占める割合 C/B%	32.7	31.6	32.2	29.9
単身世帯数 D	270	326	368	321
総世帯に占める割合 D/A	11.2	14.0	16.7	15.7
65 歳以上世帯に占める割合 D/B%	26.5	29.9	33.8	28.7
その他世帯 E	415	420	371	463
総世帯に占める割合 D/A	17.3	18.0	16.8	22.7
65 歳以上世帯に占める割合 E/B%	40.8	38.5	34.0	41.4

(平成 12 年～平成 27 年 国勢調査)



③ 高齢者の就業の状況

高齢者の就業率について、平成 22 年、平成 27 年の国勢調査データを基に、北海道と様似町の 65 歳以上の就業率を比較すると様似町が 8.2 ポイント高くなっています。性別でみると男性は 65 歳～84 歳において、人口、就業者数、就業率が高くなっている一方、女性人口は減少しているものの、就業者数は増加しているため就業率は伸びています。

町内唯一の労働者派遣事業者である「様似町高齢者事業団」の令和元年 8 月現在の登録者数は 32 名であり、ここ 3 年はほぼ増減がありません。

長寿命化に伴って、生涯労働期間も延びているため、経済活動はもちろん生きがいづくりや社会とのつながりのために働く高齢者が増えていくことが考えられることから、様似町高齢者事業団の役割が重要となってきます。

高齢者の就業状況

		平成 22 年			平成 27 年		
		人 口 (人)	就業者数 (人)	就 業 率 (%)	人 口 (人)	就業者数 (人)	就 業 率 (%)
男	65～74 歳	334	146	43.7	354	204	57.6
	75～84 歳	236	59	25.0	288	64	22.2
	85 歳以上	68	9	13.2	80	5	6.2
	計	638	214	33.5	722	273	37.8
女	65～74 歳	398	104	26.1	402	134	33.3
	75～84 歳	363	52	14.3	296	33	11.1
	85 歳以上	177	6	3.4	215	12	5.6
	計	938	162	17.3	913	179	19.6
合 計	65～74 歳	732	250	34.2	756	338	44.7
	75～84 歳	599	111	18.5	584	97	16.6
	85 歳以上	245	15	6.1	295	17	5.8
	計	1,576	376	23.9	1,635	452	27.6
北海道 65 歳以上		1,358,068	221,273	16.3	1,558,387	302,469	19.4

④ 高齢者の社会参加の促進

様似町の老人クラブは、各単クラブを統括する老人クラブ連合会が 1 組織と各地区の単位老人クラブが 6 クラブ組織されていますが、前計画策定時から 3 クラブが減少しています。

どの単位クラブも新規加入会員の減少、役員の引き受け手がないという共通の悩みを解消できないまま、全体の加入者数が減少し、10 年前と比べ 300 人以上が減少しています。

老人クラブ活動の効用として、仲間づくり、生きがいづくり、健康づくりがあげられており、会合の場に出席し、会話を楽しむことは認知症リスクを減らすと言われています。高齢者の孤立化を防ぐためにも老人クラブの活性化が求められています。

老人クラブの組織状況

	平成 22 年	平成 26 年	平成 28 年	令和 2 年
単位老人クラブ	12	10	9	6
会員数	493	366	295	165

(各年3月末現在)

(3) 要介護者等の状況

① 要介護認定者数の状況

要介護認定者数は、第2期当計画資料である平成26年度10月と6年後の令和2年10月を比較すると、「65歳～74歳」の認定者が10名、「75歳以上」が20名増加しています。これは高齢者数、高齢化率の高まりと比例するため、当然な事と捉えられますが、団塊世代が後期高齢者となる2025年が4年後に迫っているなか、認定者数の増加は当計画の中に折り込んでおかなければなりません。

要介護認定者

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第1号被保険者	57	69	44	51	51	33	26	331
65～74歳	9	10	6	3	1	4	6	39
75歳以上	48	59	38	48	50	29	20	292
第2号被保険者	1	1	0	1	0	0	0	3
総数	58	70	44	52	51	33	26	334

(令和2年10月末現在)

② 要介護認定者数と介護サービス利用者の推移

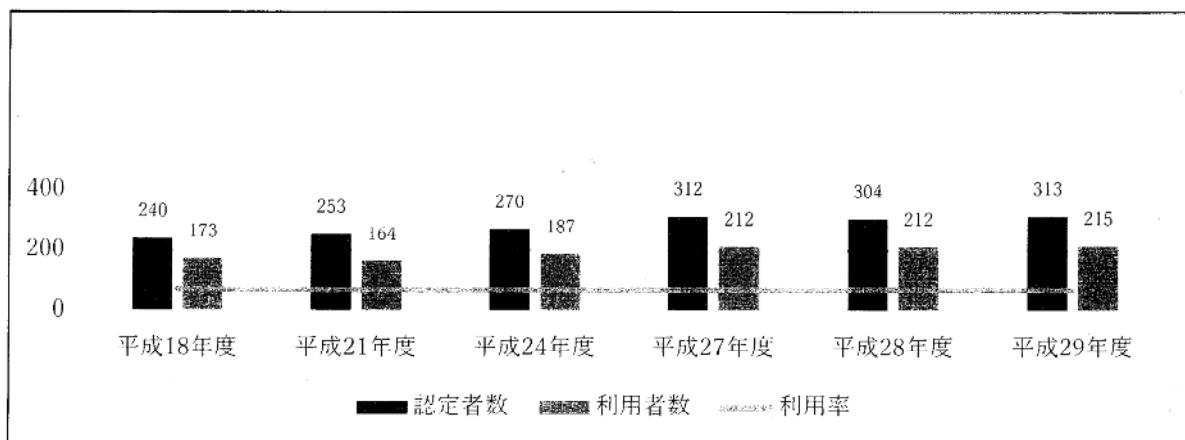
平成15年度から平成29年度までの要介護認定者数と介護サービス利用者の推移(各年10月末)は下記のとおりです。

平成12年度に介護制度が始まり、18年度から29年度までは利用率は60%台後半で推移しています。年度により増減はあるものの、今後は70%前後で推移していくものと予想されます。27年度から29年度間の第1号被保険者数は横ばいながらも65歳から74歳被保険者が増加しています。今後においては、後期高齢者の増加が予測されることから認定者数、利用者数も伸びていくものと考えられます。

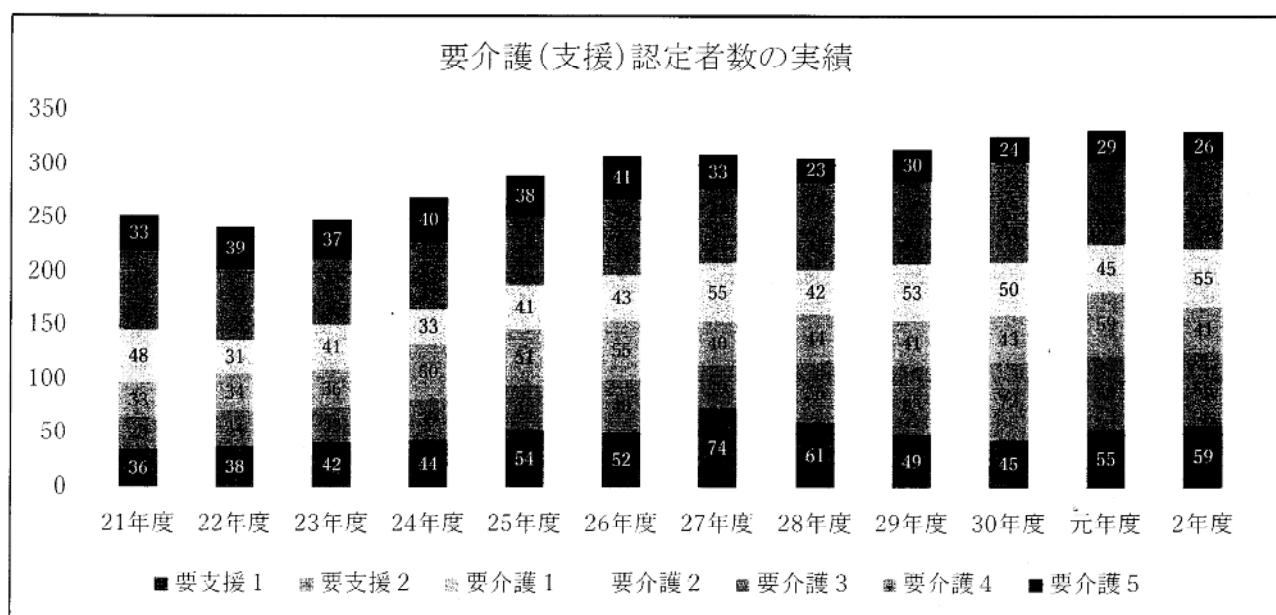
要介護認定者と介護サービス利用者の推移

		18年度	21年度	24年度	27年度	28年度	29年度
第1号被保険者	234	248	264	303	295	304	304
	65歳～74歳	39	41	28	31	36	41
	75歳以上	195	207	236	272	259	263
第2号被保険者	6	5	6	9	9	9	9
認定者数計	240	253	270	312	304	313	313
サービス利用者数	居宅	104	94	127	149	143	138
	地域密着型	—	1	5	5	8	7
	施設	69	69	55	58	61	70
	実利用者数計	173	164	187	212	212	215
サービス利用率	72.6	68.4	69.3	67.9	69.7	68.7	68.7

(各年度10月末現在)



(3) 要介護(支援)認定者数の実績



3 障がいのある人の状況

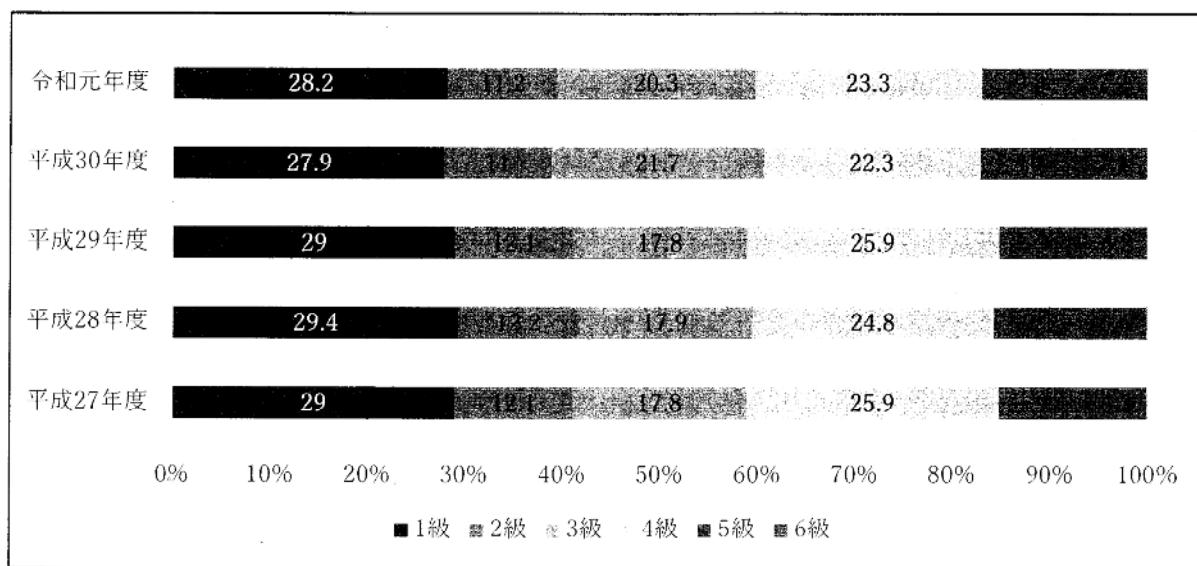
① 身体障がいのある人の状況

身体障害者手帳を持っている人の数(級別)

(単位:人)

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%
1 級	93	29.0	94	29.4	88	28.5	86	27.9	86	28.2
2 級	39	12.1	39	12.2	35	11.3	34	11.0	34	11.2
3 級	57	17.8	57	17.9	60	19.4	67	21.7	62	20.3
4 級	83	25.9	79	24.8	75	24.3	69	22.3	71	23.3
5 級	29	9.0	29	9.1	30	9.7	31	10.0	30	9.8
6 級	20	6.2	21	6.6	21	6.8	22	7.1	22	7.2
合計	321	100.0	319	100.0	309	100.0	309	100.0	305	100.0

(各年度末現在)

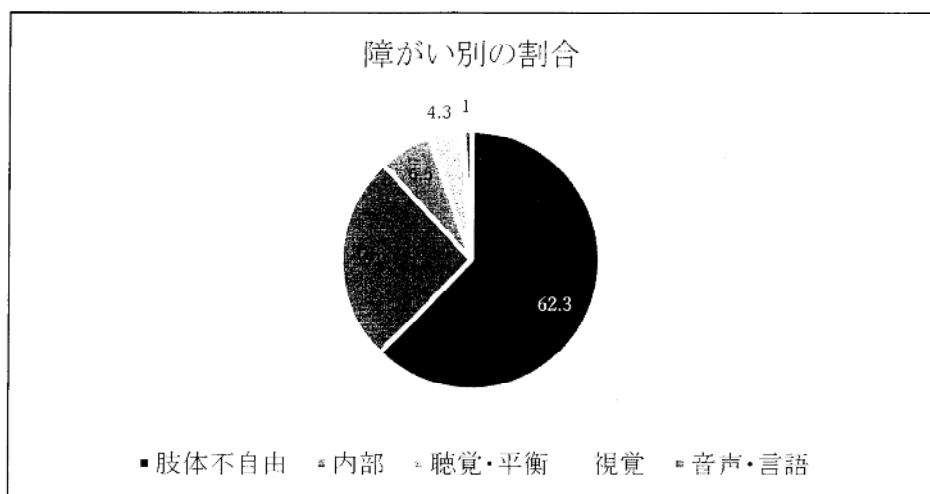


身体障害者手帳を持っている人の数(障がい別)

(単位:人)

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%
肢体不自由	212	66.0	211	66.1	200	64.7	195	63.1	190	62.3
聴覚・平衡機能障がい	20	6.2	19	6.0	19	6.2	20	6.5	20	6.5
内部障がい	74	23.1	74	23.2	75	24.3	77	24.9	79	25.9
視覚障がい	13	4.1	13	4.1	13	4.2	14	4.5	13	4.3
音声・言語機能障がい	2	0.6	2	0.6	2	0.6	3	1.0	3	1.0
合 計	321	100.0	319	100.0	309	100.0	309	100.0	305	100.0

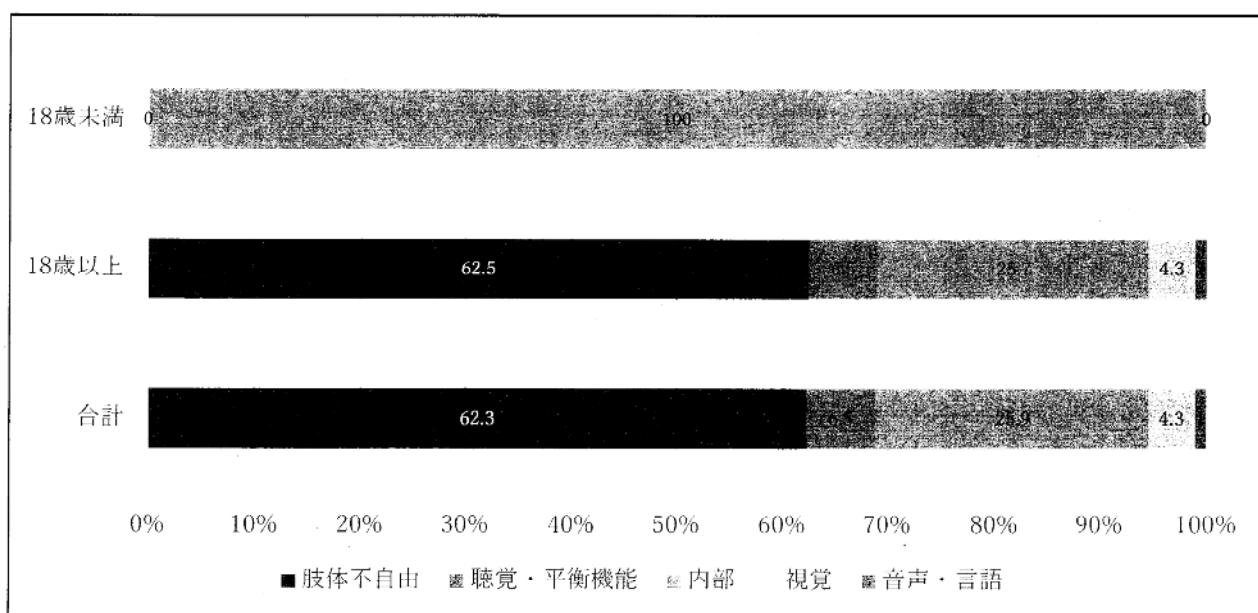
(各年度末現在)



身体障害者手帳を持っている人の年齢(障がい別) (単位:人)

		肢 体 不自由	聴覚・平 衡 機能障がい	内 部 障がい	视 觀 障がい	音声・言語 障がい	合 計
18歳未満	数	0	0	1	0	0	1
	%	0	0	100.0	0	0	100.0
18歳以上	数	190	20	78	13	3	304
	%	62.5	6.5	25.7	4.3	1.0	100.0
合計	数	190	20	79	13	3	305
	%	62.3	6.5	25.9	4.3	1.0	100.0

(令和元年度末)



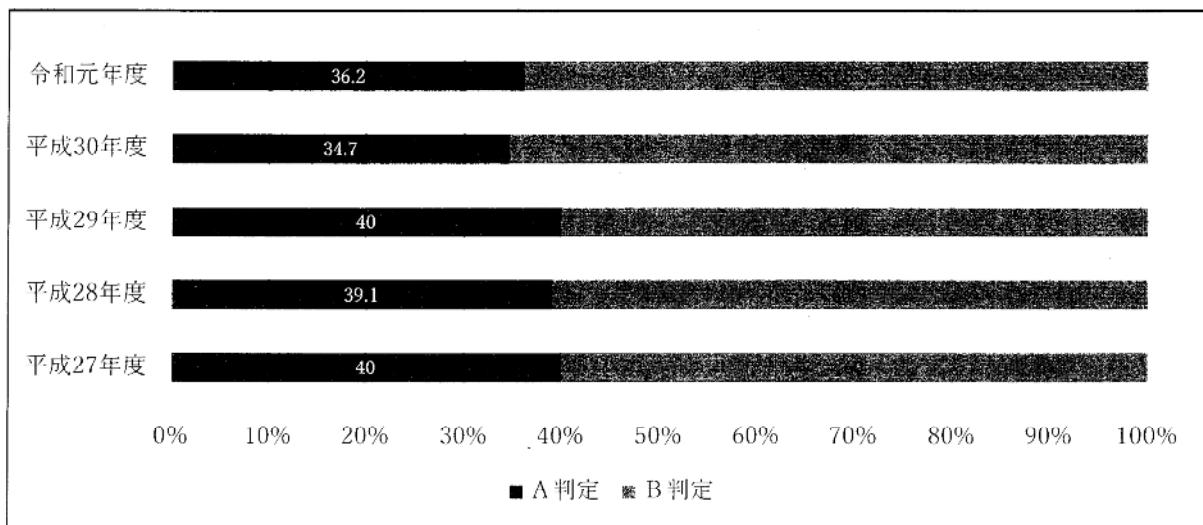
② 知的障がいのある人の状況

療育手帳を持っている人の数(判定別)

(単位:人)

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
	数	%	数	数	数	%	数	%	数	%
A 判定	18	40.0	18	39.1	18	40.0	17	34.7	17	36.2
B 判定	27	60.0	28	60.9	27	60.0	32	65.3	30	63.8
合計	45	100.0	46	100.0	45	100.0	49	100.0	47	100.0

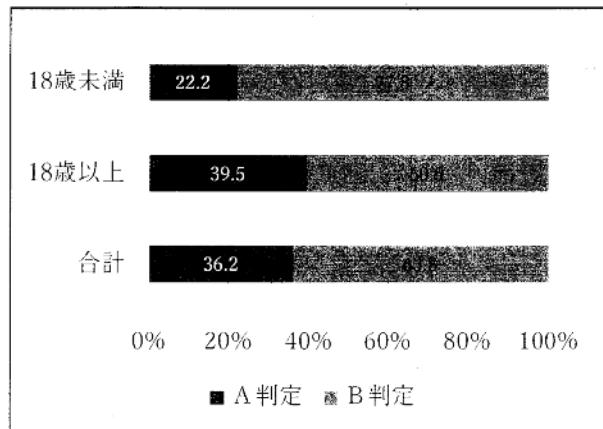
(各年度末現在)



疗育手帳を持っている人の年齢 (単位:人)

		A 判定		B 判定		合計
		数	%	数	%	
18 歳未満	数	2		7		9
	%	22.2		77.8		100.0
18 歳以上	数	15		23		38
	%	39.5		60.5		100.0
合 計	数	17		30		47
	%	36.2		63.8		100.0

(令和元年度末現在)



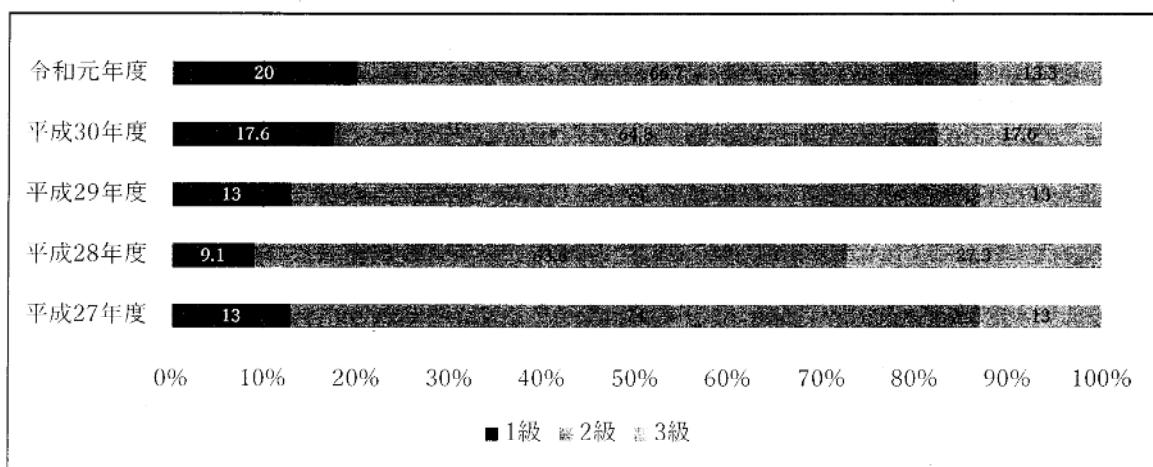
③ 精神障がいのある人の状況

精神障害者保健福祉手帳を持っている人の数(級別)

(単位:人)

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%
1 級	3	13.0	2	9.1	3	13.0	3	17.6	3	20.0
2 級	17	74.0	14	63.6	17	74.0	11	64.8	10	66.7
3 級	3	13.0	6	27.3	3	13.0	3	17.6	2	13.3
合計	23	100.0	22	100	23	100.0	17	100.0	15	100.0

(各年度末現在)



精神障害者保健福祉手帳を持っている人の年齢(級別)

		1 級	2 級	3 級	合計
18 歳未満	数	-	-	-	-
	%	-	-	-	-
18~64 歳	数	1	5	1	7
	%	14.3	71.4	14.3	100.0
65 歳以上	数	2	5	1	8
	%	25.0	62.5	12.5	100.0
合計	数	3	10	2	15
	%	20.0	66.7	13.3	100.0

(令和元年度末現在)

4 障がい者福祉事業の実績

①自立支援給付サービスの見込みと実績

(1)居住系サービスの見込みと実績

(単位:人)

サービス体系	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
自立生活援助	-	-	1	0	1	0	1	-
共同生活援助 (グループホーム)	12	16	15	18	15	18	15	-
施設入所支援	20	21	20	21	20	22	20	-
全 体	32	37	36	39	36	40	36	-

(各年度末現在)

(2)日中活動系サービス量の見込みと実績

(サービス利用者数)

サービス体系	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
生活介護	30	27	30	26	30	26	30	-
自立訓練(機能訓練)	1	0	1	0	1	0	1	-
自立訓練(生活訓練)	1	0	1	0	1	0	1	-
就労移行支援	1	1	1	2	1	0	1	-
就労継続支援(A型)	1	0	1	0	1	0	1	-
就労継続支援(B型)	20	14	15	18	15	19	15	-
就労定着支援	-	-	1	0	1	0	1	-
療養介護	1	1	1	1	1	1	1	-
地域活動支援センター	3	0	3	0	3	0	3	-
全 体	58	43	54	47	54	46	54	-

(1月あたりのサービス提供延日数)

サービス体系	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
生活介護	690	522	690	518	690	490	690	-
自立訓練(機能訓練)	23	0	23	0	23	0	23	-
自立訓練(生活訓練)	23	0	23	0	23	0	23	-
就労移行支援	23	6	23	6	23	0	23	-
就労継続支援(A型)	23	0	23	0	23	0	23	-
就労継続支援(B型)	460	276	460	372	460	320	460	-
児童発達支援	8	8	8	5	8	9	8	-
放課後等デイサービス	8	59	8	60	8	67	8	-
短期入所	49	7	49	0	49	5	49	-

(3)訪問系サービスの見込みと実績

(単位:件)

サービス体系	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
居宅介護	200	30	200	27	200	28	200	-
(居宅介護の利用者数)	-	9	-	9	-	7	-	-

②地域生活支援事業の見込みと実績

事業名	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
(1) 相談支援事業								
① 相談支援事業	3	3	3	3	3	3	3	-
ア 障害者相談支援事業 (箇所数)	2	2	2	2	2	2	2	-
イ 地域自立支援協議会 (箇所数)	1	1	1	1	1	1	1	-
② 成年後見制度利用支援事業	1	0	1	0	1	0	1	-
(2) 意思疎通支援事業	1	0	1	1	1	0	1	-
(3) 日常生活用具給付等事業 (給付等見込件数)								
① 介護・訓練支援用具	2	0	2	3	2	0	2	-
② 自立生活支援用具	1	2	1	1	2	1	2	-
③ 在宅療養等支援用具	2	0	2	3	1	1	1	-
④ 情報・意思疎通支援用具	1	0	1	0	1	0	1	-
⑤ 排泄管理支援用具	100	87	105	92	105	99	105	-
⑥ 居宅生活動作補助用具(住設機)	1	0	1	0	1	1	1	-
(4) 移動支援事業								
実施事業所	1	1	1	1	1	1	1	-
利用者数	1	1	1	1	1	1	1	-
利用時間	24	0	24	18	24	79	24	-
(5) 地域活動支援センター								
① 基礎的事業	3	0	3	0	3	0	3	-
(6) その他事業								
① 日中一時支援事業	1	1	1	1	1	2	1	-

5 ひとり親世帯の状況

ひとり親世帯数は、平成 29 年以降横ばい状態で推移しており、令和元年度末現在 52 世帯の内訳は、母子家庭が 46 世帯、父子家庭が 6 世帯、計 79 人となっています。

【医療費助成対象世帯】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
世 帯 数	59 世帯	58 世帯	53 世帯	53 世帯	52 世帯

(各年度末現在)

6 生活保護者・世帯の状況

生活保護者世帯数は、平成 27 年以降横ばい状態で推移しており、令和元年度末現在 71 世帯 84 人となっています。

【生活保護受給者】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
世 帯 数	70 世帯	74 世帯	76 世帯	64 世帯	71 世帯
人 数	87 人	94 人	97 人	80 人	84 人

(各年度末現在)

7 分野別施策の現状

7-1	障がい者福祉の充実
現状と課題	
本町では、障害者総合支援法の施行により、地域社会での自立に必要な事業として国が求める必須事業と、町の裁量により実施できる事業を併せ、地域生活支援事業として実施しています。しかし、障がい者が地域で自立した生活を進めていくためには、それぞれの意欲や能力及び適性に応じて働くことができるよう、就労支援の強化が必要です。それを行う上で必要な環境が今の様似町内にはないため、施設整備をはじめとする地域福祉環境の整備を図る必要があります。	
めざす姿	
障がいをもつ方が自らの意思に基づき地域生活を送るためにには、地域の特性に応じた障がい者向けのサービスが展開されるとともに、障がい者の自立を支援するための福祉サービスが充実されていることが肝要です。誰もが障がい者を支援できるよう普及啓発を図りながら、地域福祉体制の確立を図ります。	
第8次総合計画終了時の評価	
「住まいや日中活動の場の確保など地域生活に必要なサービスの充実や人材の育成を図るとともに、サービス提供基盤を充実します」	
わらしべ園や向陽園等の活用施設の利用可能日数増加や、地域生活支援事業の地域への浸透によって、前計画策定時から比べるとサービスの提供基盤は充実しているといえます。	
「地域の就労移行支援事業を中心とした関係機関の連携強化と雇用促進に向けた就労支援を充実します」	
町外施設への委託を継続し、事業の利用希望者に対して不足のない体制を築いています。	
「判断能力に不安のある障がい者（知的・精神など）が適切に福祉サービス等を利用し、地域での生活が継続できるよう支援体制を充実します。（成年後見制度の利用支援など）」	
平成28年より成年後見制度利用支援事業実施要綱を施行し、判断能力が不十分で日常生活を営むのに支障のある障害者や認知症高齢者の自立の支援、自己決定の尊重及び権利擁護の体制構築を図りました。	
第9次総合計画終了時の目標	
<ul style="list-style-type: none">・就労支援体制の拡充・地域生活支援事業をはじめとする各福祉サービスの推進	

現状と課題

高齢化率が年々上昇する一方で、介護職場では、介護職員の確保が難しくなってきています。高齢者が住みなれた地域社会において生きがいをもって自分らしく暮らし続けることができるよう、要介護状態になることを防止する介護予防の取り組みを支援するとともに、介護が必要になった場合でも、住みなれた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、多様なサービスを提供するための生きがい事業等、包括的にサポートする必要があります。

めざす姿

高齢者が元気なうちから社会と繋がり、生きがいを感じながら暮らすことができるとともに、介護や日常生活の支援が必要となった場合でも住みなれた環境の中で生活を続けられるよう、地域全体で支える仕組みを確立し、理想とする地域福祉社会の実現を図ります。

第8次総合計画終了時の評価

「生きがいづくりを実践するための就労、学習、スポーツ、地域活動など社会参加への機会確保」

いつまでも生きがいを持って就労することができるよう、その受け皿となる高齢者事業団への補助金支出を継続し、高齢者大学、男性料理教室により学習する場を提供しています。

体力維持、向上をめざす高齢者のために「いきいき百歳体操」「ヤングシニアスクール」事業を継続中である。また、各地域での老人クラブ活動を通じ、地域活動が実践されています。

「要介護状態の軽減、悪化の防止のための地域密着型サービスをはじめとする多様なサービスの提供」

従来からある事業を継続しつつ、第2期計画中に立ち上げた新事業は次のとおりです。

- ・ ふまねっと(平成28年度から実施継続中)
- ・ いきいき百歳体操(平成28年度から実施継続中)
- ・ 認知症カフェ(平成29年度から実施継続中)
- ・ 生きがいデイサービス事業(様似福祉会への委託事業)

「認知症の高齢者等への地域支援や高齢者を介護する家族への支援体制を充実」

心理的支援と経済的支援を目的とした事業、物心両面での支援事業を実施。

認知症カフェ(平成29年度から実施継続中)

家族介護手当の支給(平成13年度から実施継続中)

第9次総合計画終了時の目標

- ・ 老人福祉バスの運行含め、様似町老人クラブ連合会活動の維持
- ・ 老人福祉寮運営の推進
- ・ 緊急通報体制の整備

現状と課題

2025問題を前に、高齢者人口の増加に対応しなければなりません。一人でも自由に住み慣れた生活を続けるか、施設へと入居するのか。そのためには住居確保と介護職員の確保の二点が課題となります。また、介護を受けなくとも生活を続けられるよう健康年齢を保つことが必要です。

めざす姿

充実した人生を送るためになるべく長く健康年齢を維持することと、独居にせよ施設にせよ安心できる住空間が確保されなければなりません。そして安心を担保するためには介護職員の確保が必須です。

第8次総合計画終了時の評価

「介護保険からのサービス提供とともに、介護が必要にならないために新しい総合事業に取り組むとともに、多様な住民主体のサービス提供体制の構築」

平成 28 年度に介護予防係を新設し、介護が必要にならないための機構改革を行いました。

介護予防マネジメント、一般介護予防事業として「おたっしゃ教室」「男性料理教室」を実施するほか、住民主体の事業として平成 28 年度から「いきいき百歳体操」「ふまねっと」事業を行っています。また、参加する動機付けのために令和元年度から「介護予防活動参加ポイント事業」を開始しました。

「介護が必要になっても、可能な限り住みなれた地域、家庭で生活が継続できる体制づくりに努めます」

高齢者が地域で生きがいや役割を持ち、自分らしい生活を送ることができるよう、最適な生活支援等サービスを活用するため、生活支援コーディネーターを平成 29 年度から配置しました。また、福祉事業所ケアマネジャー、ヘルパーによる「様似町協議体」を年間 4 度のペースで、定期的に開催しています。

平成 28 年度から介護予防生活支援ボランティアの養成に着手し、平成 29 年度にはボランティアポイント事業を開始し、ボランティア活動への参加意欲の促進を図っています。

「介護職員確保のため、修学就業資金貸付制度の周知や受け入れ体制の整備を進めます」

平成 29 年度から町ホームページに貸付金交付要綱を掲載している。

当町の福祉施設は慢性的な人手不足のため、平成 28 年度以降は毎年職員を募集しています。現状、様似町出身者でこの制度を利用しているのは 6 名で、町内施設に就業した者は 2 名となっています。

第9次総合計画終了時の目標

- ・ フレイル予防、健康年齢の数値化、見える化
- ・ 理想とする高齢者住宅とは何かの検討
- ・ 介護職員確保に関する具体的計画の策定

現状と課題

児童虐待は閉じられた家庭の中で起こる性質のものですが、それを早期に発見できていれば、悲惨な結果に至らなかつたかもしれません。このような事件が起つてしまふ背景には、町民の地域への無関心や他者からの干渉を避ける社会性が関係しています。子どもは社会の宝であることを町民が共通して認識していかなければなりません。

めざす姿

虐待、出産、子育てなど気軽に相談できる体制の確立が重要です。地域でのふれあいによって育てられた子どもが社会性を育み、成長していく町であるために関係機関同士のきめ細やかなネットワークを築きます。

第8次総合計画終了時の評価

「子育てに対するきめ細かな相談、指導体制や医療費負担の軽減をはじめとした各種助成・給付制度を充実し、安心して子どもを産み育てる環境の整備を図ります」

平成31年度に母子保健係を新設し、係長、係員2名が専門的に対応、相談、指導する体制とし、子育て環境の整備を図りました。

平成23年度 中学生以下の医療費全額助成

平成27年度 保育料軽減

平成28年度 小児インフルエンザ全額助成、中学生に対する胃がん予防事業

平成29年度 新生児聴覚検査事業 をそれぞれ開始しています。

「要保護児童については、その早期発見・早期対応を図るため、関係者及び関係機関等との連携体制の整備充実を図ります」

平成23年度より要保護児童対策地域協議会を設置し、その調整機関を保健推進係が担い（令和元年度から母子保健係が担当）、要保護児童やその家庭に関わりのある機関が集合する個別検討会議を定期的に開催し、支援のための連携体制を確立しました。

「次代の担い手となる児童は、地域の宝であることの共通認識を深め、民生委員・児童委員をはじめとした地域住民が見守り参加する児童の健全育成体制の充実を図ります」

現状としては要保護児童に対して児童相談所だけでなく、身近な通告・相談機関として周知、広報中です。平成30年度の要保護児童対策地域協議会実務者会議に主任児童委員が出席

平成30年10月開催の民生委員協議会で「要保護児童対策地域協議会と町内の児童生徒の現状について」という演題で講話をしています。

第9次総合計画終了時の目標

- ・ 各関係機関との定期的連携機会を確保
- ・ 出産・子育てに関する相談体制、即時対応体制の確立
- ・ 現状実施している各種助成事業の継続

7-5

子育て支援の充実

現状と課題

地域力を子育てに生かしていくため、育児負担を軽減するサポーター、ボランティアの養成が必要です。また保育期－幼児期－学童期を継ぎ目なく移行できる、成長段階に応じたサービスが必要です。

めざす姿

子育て中の保護者が孤立することが無いよう、相談窓口の確保や、気軽に集まることができる場の確保が重要です。また、引き続き、父親の育児参加につながる事業の推進を図ります。

第8次総合計画終了時の評価

「ハッピー☆バースデー1♡2♡3事業及び子ども医療費無料化事業を継続し、少子化対策の推進を図ります」

ハッピー☆バースデー1♡2♡3事業は平成26年度から、幼児医療費無料化事業は平成23年度から実施され、現在も継続している。ハッピー☆バースデー1♡2♡3事業では、実施から令和2年9月現在まで延べ487名に対し様似町の特産品を贈呈しています。

「子育てサロンの内容充実を図ります」

平成28年度以来、未就園児のお母さん、児童が集まり子育てに関する情報交換の場を提供し、育児・悩み相談を受けています。月刊で発行している子育て支援だより「心の花束」は計画期間中60号を発行しました。また、受け付けた相談は以下のとおりです。

	平28	平29	平30	令1	令2	計
排泄	1				1	2
言語	2			1	1	4
育児方法	1	1	2		1	5
生活環境		2				2
食事			1	1	1	3
発達の遅れ				8	8	16
その他	10	2	8	10	12	42

「放課後児童施設「ひ・ま・わ・り」の内容充実を図ります」

利用延べ人数は以下のとおりです。

平成28年度5,560人、平成29年度5,452人、平成30年度5,100人、令和元年度6,492人

第9次総合計画終了時の目標

- ・育児ボランティアの活動活性化への支援
- ・子育てサロン事業の継続
- ・放課後児童施設運営の継続

現状と課題

本町の生活保護の受給状況は、被保護世帯、人員及び保護率ともに平成28年度からは減少傾向となっています。

生活保護受給者は、世帯類型でみると、高齢者世帯、傷病者及び障がい者世帯が多く、生活基盤の弱い世帯が大部分を占めています。

また、生活保護に準ずる低所得者においては、生活基盤が弱く、社会的に孤立し、社会的なつながりの弱さからその生活不安を自助努力で解決することに困難を抱えています。生活の安定と自立を図るため、民生委員・児童委員や関係機関との連携により相談支援体制を充実・強化する中で、経済的自立と生活意欲を向上させるため柔軟に寄り添える支援が必要です。

めざす姿

生活保護者及び低所得者の自立のため、民生委員・児童委員や関係機関との連携を緊密にし、適切な生活支援を行うとともに、自立意欲の高揚を図ります。

第8次総合計画終了時の評価

「関係機関等と連携し、生活保護者及び低所得者の自立のための相談体制や指導援助を充実します」

生活保護世帯の生活指導や相談、見守り活動により実態を把握し、関係機関との連携を緊密にして自立に向けた支援活動の充実が図られました。

また、低所得者等の相談に応じる中で貸付金の活用について助言・指導を行うとともに、生活困窮者自立相談支援事業所等の関係機関と連絡調整することにより、低所得者の生活の安定が図られました。

第9次総合計画終了時の目標

- ・ 支援が届いていない低所得者を把握し、きめ細やかな生活相談・支援体制の充実を図る。

現状と課題

少子高齢化や核家族化、高齢者世帯の増加、利己主義の広がり、価値観の多様化、生活不安の増大、犯罪や事件の深刻化などを背景に、地域社会のつながりが希薄化し、地域に対する関心が低下しています。そのような現状は次世代の地域の担い手が育ちづらい状況でもあります。自然災害など有事の際には地域の福祉力が試されます。また、安心して暮らしていける町づくりには行政、社会福祉協議会、様似福祉会の連携が欠かせません。

めざす姿

価値観が多様化する中、地域力をかつての姿に戻すのは容易ではありません。同じかたちに戻らないまでも、両隣の住人と協力し合える体制が必要です。

「自助」を基盤としたうえでの「共助」、そして行政による「公助」により、いかなる時も安心して暮らせる町を目指します。また、長年の懸案事項であった災害時要支援者避難支援プランが整備されましたので、今後は定期的な情報のアップデートを取り組んでいきます。

第8次総合計画終了時の評価

「地域福祉計画を整備するとともに、地域における社会福祉サービスの適切な利用が促進されるよう、地域の特性に応じた福祉を推進します」

第1期様似町地域福祉計画・第4期様似町地域福祉実践計画(平成23年度～平成27年度)、第2期様似町地域福祉計画・第5期様似町地域福祉実践計画(平成28年度～令和2年度)を策定しました。

また、策定の際には、事前に福祉アンケートをとり、町民ニーズを掘り起こし、素案に対しては委員会を設置し、様々な角度から議論を重ねました。

「災害時要援護者避難支援プランに基づく体制の整備を進めるとともに、自治会等と連携し、避難の際に配慮をするかたの支援を行います」

令和2年度に災害時要援護者避難支援プランに基づき、避難行動要支援者名簿を整備し、避難の際に配慮をするかたの支援体制について検討がなされました。今後は世帯の異動、介護度の変化に対応するため、定期的に情報を更新していきます。

第9次総合計画終了時の目標

- ・ 様似町の人口規模に合った福祉サービスの提供体制確立
- ・ 災害時要支援者避難支援プランの定期的な情報更新体制の確立
- ・ それぞれの部署による福祉計画の完遂

8 地域福祉関連施設の整備状況

町内には、次のような地域福祉に関わる施設などが整備されています。

区分	施設名	所在地
町	・様似町保健福祉センター	大通2丁目98番地の2
高齢者施策	・様似町老人福祉センター	平字479番地の1
	・様似町老人福祉寮「エンルム荘」	朝日丘45番地
	・特別養護老人ホーム「様似ソビラ荘」	朝日丘45番地
	・様似デイサービスセンター (様似町保健福祉センター内)	大通2丁目98番地の2
	・様似町地域包括支援センター (様似町保健福祉センター 保健福祉課内)	大通2丁目98番地の2
	・様似町指定介護予防支援事業所 (様似町保健福祉センター 保健福祉課内)	大通2丁目98番地の2
	・様似町指定居宅介護支援事業所 (様似町保健福祉センター 保健福祉課内)	大通2丁目98番地の2
	・さまに居宅介護支援事業所 (様似町保健福祉センター 社会福祉協議会内)	大通2丁目98番地の2
	・さまにホームヘルプサービス事業所 (様似町保健福祉センター 社会福祉協議会内)	大通2丁目98番地の2
	・さまに訪問入浴事業所 (様似町保健福祉センター 社会福祉協議会内)	大通2丁目98番地の2
	・居宅介護支援事業所「サニーサイド」	大通1丁目49番地
保育・教育 関連施設	・認定こども園 様似町児童センター	錦町1番地の1
	・様似町子育て支援センター (認定こども園 様似町児童センター内)	錦町1番地の1
	・様似町立様似小学校	栄町215番地の1
	・様似町立様似中学校	錦町53番地の5
	・放課後児童クラブ「親子岩児童クラブ」 (放課後児童施設「ひ・ま・わ・り」内)	栄町215番地の1
地域福祉 関連団体等	・社会福祉法人様似町社会福祉協議会 (様似町保健福祉センター 社会福祉協議会内)	大通2丁目98番地の2
	・社会福祉法人様似福祉会	朝日丘45番地
	・様似町高齢者事業団 (様似町役場内)	大通1丁目21番地

9 住民アンケート調査結果

本計画の策定にあたり、住民の皆さまのご意見を反映させるために、令和元年8月から10月にかけてアンケート調査を実施しました。

(1) アンケート調査の概要

① 調査地域	様似町全域
② 調査対象	全世帯
③ 配布世帯数	1,918世帯
④ 調査方法	自治会のご協力による配布・回収
⑤ 調査期間	令和元年8月2日から令和元年10月31日まで
⑥ 回収数	801世帯
⑦ 回収率	41.8%

(2) アンケート調査結果(一部抜粋)

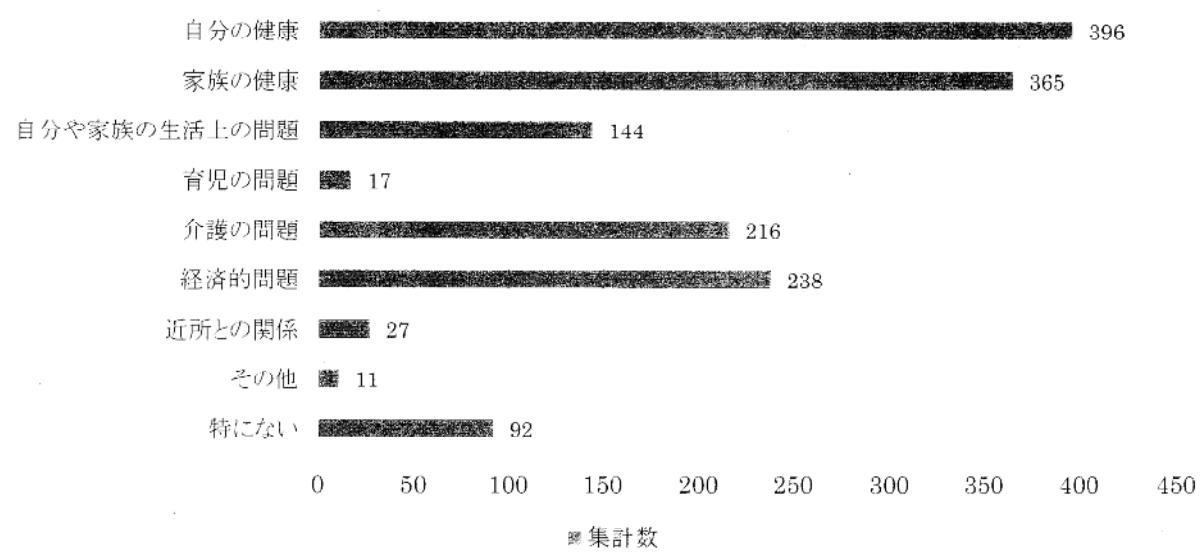
①あなたは、普段、どのような悩みや不安を感じていますか。

普段感じている悩みや不安について、上位は「自分の健康」「経済の問題」「介護の問題」となっていました。

介護を含めた健康問題と経済問題が住民の関心事であることがわかるため、本計画を策定するうえで重視し、さらにサービスの充実を図る必要があります。

(回答は3つ以内)

①集計結果(単位:人)



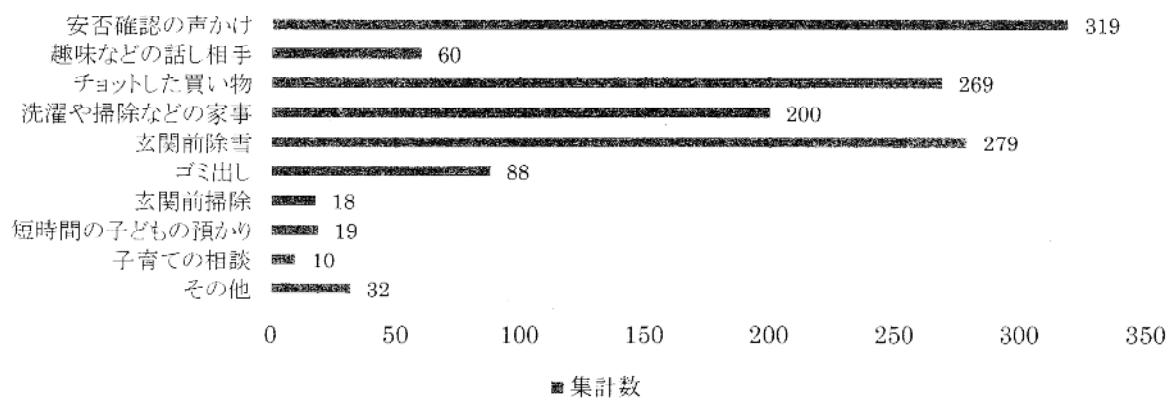
②あなたが高齢や病気や事故などで、日常生活が不自由になったとき、地域で何をして欲しいですか。

割合として上位を占めていたのは「安否確認の声かけ」「チョットした買い物」「洗濯や掃除などの家事」「玄関前除雪」となっており、直接生活に結びつくことであるため、ニーズが高かったものと思われます。

一方で「趣味などの話し相手」や、子育て関係のニーズが高くないことから、地域との関係性の希薄化や、少子化といった社会問題について、本町においても顕在化しつつあるものだと確認することができました。

(回答は3つ以内)

②集計結果(単位:人)

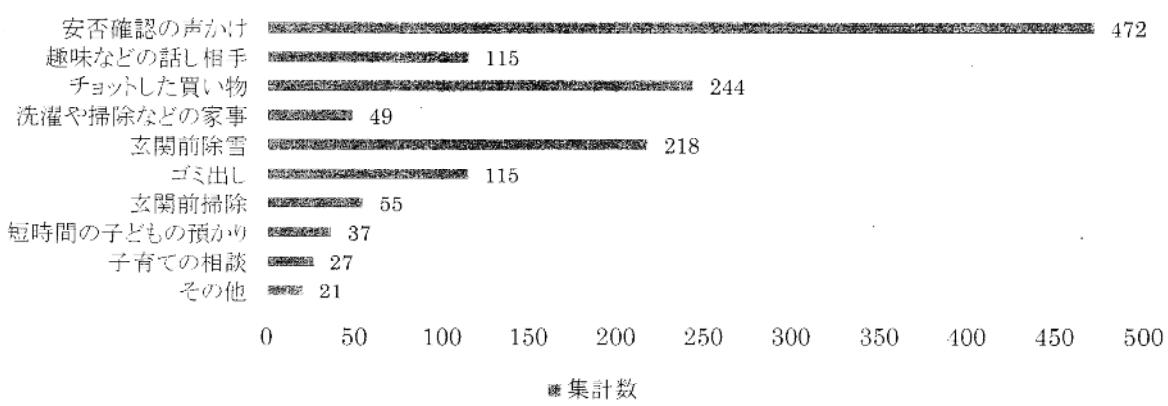


③あなたが地域で、高齢者や障がい者、子育てなどで困っている世帯があったら、出来ることは何ですか。

割合として上位を占めていたのは「安否確認の声かけ」「チョットした買い物」「玄関前除雪」となっており、して欲しいことの上位2つは一致しています。しかし、「趣味などの話し相手」や、子育て関係の回答は、して欲しいことの回答と差異がみられます。

(回答は3つ以内)

③集計結果(単位:人)

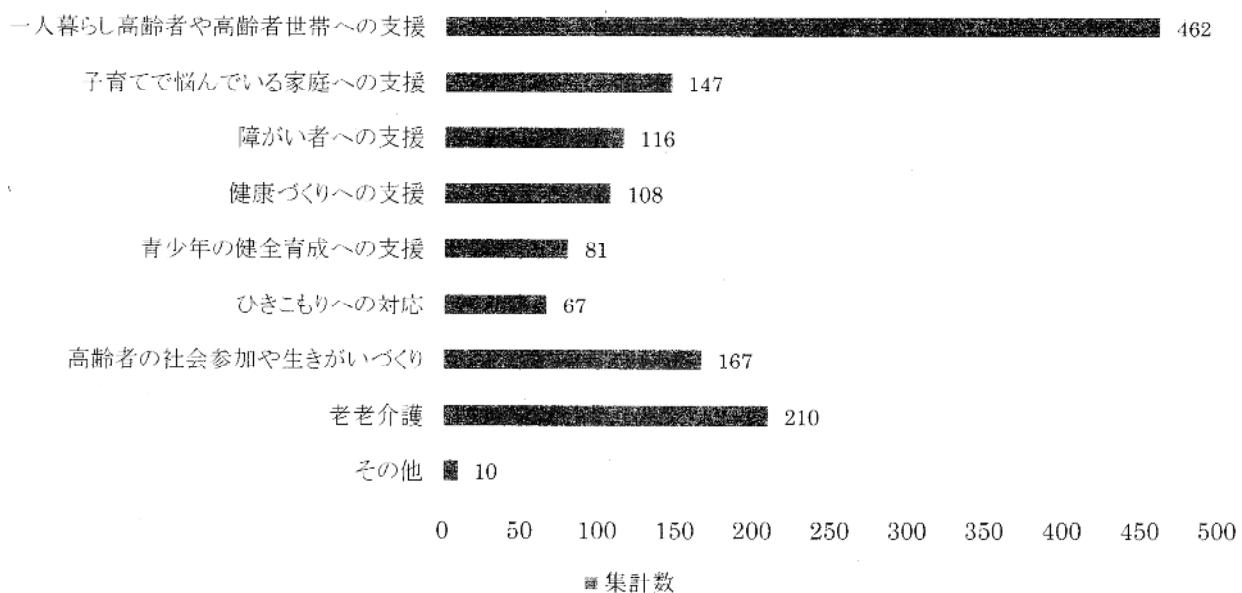


④次のうち、地域の人たちが協力して、取り組んでいくことが必要な問題は、どれだと思いますか。

地域住民が、同じ地域に住む悩みをもっている人の為に取り組むべき問題を明らかにするために行った調査でしたが、「一人暮らし高齢者や高齢者世帯への支援」「老老介護」「高齢者の社会参加や生きがいづくり」と、高齢者に関する問題が上位を占めており、地方という地域柄か、高齢者には近くに住む住民が対応するという意識が高いということを伺い知ることができました。

(回答は3つ以内)

④集計結果(単位:人)

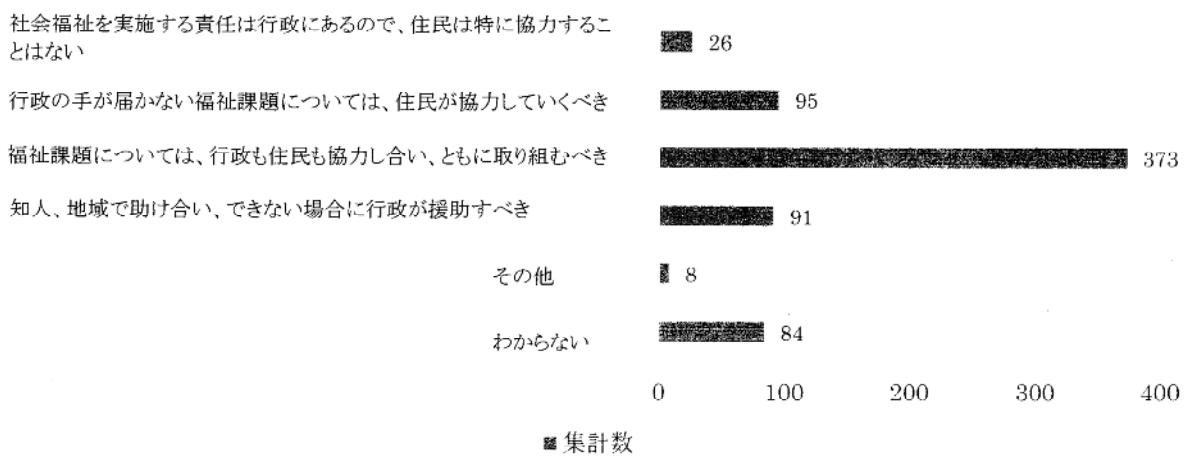


⑤社会福祉サービスを充実させていくうえで、行政と地域住民の関係について、あなたの考えに最も近いものを選んでください。

福祉課題の解決について、行政と住民が協力すべきである、との意見が大多数でした。行政を主とし、手の届かない部分を住民が協力する、その逆として、住民を主とし、行政ができない部分を援助する、という意見はほぼ同数あげられており、事業の主従を問わず、協力していくことが望ましいとの結果となりました。

(回答は1つ)

⑤集計結果(単位:人)

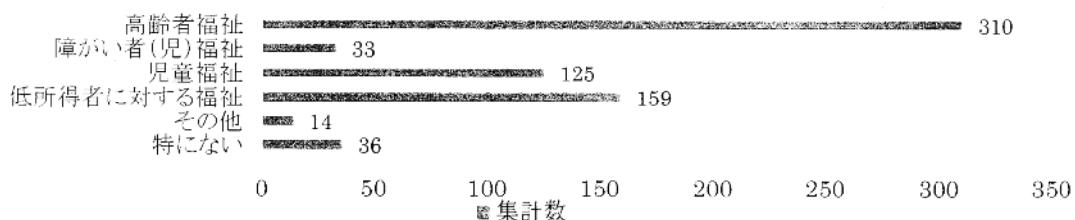


⑥今後、さらに、少子高齢社会が進んでいくものと思われますが、限られた財源の中で、特に重視してくことが望ましい分野を選んでください。

高齢者福祉を重視する回答が約 40%でした。回答者の年齢が特定できないため、将来のことなのか、現在の自分の状況なのかは不明ではありますが、介護を含め、高齢者の福祉に資するため予算を使うことは同意的な声が多いということを確認することができました。

(回答は1つ)

⑥集計結果(単位:人)



第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

令和3年度を初年度とする10カ年計画である第9次様似町総合計画は、「夢を 紋を 笑顔でつなぐ様似町」を創生のテーマとして掲げています。これは「ふれあいによりつながり始めた心の融合を強い絆に変え、町民が抱く理想のまちづくり」という夢を町民が笑顔でつなぐ姿を表しています。本計画はこの総合計画の福祉部門に特化された計画であり、総合計画の実現を担う役割を持っています。

山積する地域特有の福祉課題解決のために、様似町民のための様似町らしい施策が無くてはなりません。この計画は令和7年度(2025年度)までの様似町の福祉のあり方を公に表すことによって、町民はもちろん、福祉に関係する人たちが共通の認識をもって目的の達成に向かうための指標となっています。その裏付けとなるのは社会福祉法であって、その第3条、第4条には地域福祉を推進する主体と目的を明記しています。

この様似町地域福祉計画にその趣旨が反映され、主体である町民等の参加を得て地域の要支援者の生活上の解決すべき生活課題とそれに対応する必要なサービスの内容や量、その現状を把握することにより、課題解決の標とすることを基本理念としています。

夢を 紋を 笑顔でつなぐ様似町

【基本理念】

町民一人ひとりが生き生きと生活し、理想を語ることができる夢のあるまちづくり

充実した福祉政策を推進し、安心して暮らせるまちづくり

お互いを尊重し合いながら、絆を大切にする助け合いのまちづくり

2 計画の基本目標

本計画の基本理念を実現させるためには具体化させた目標が必要です。3つの基本理念を以下のような基本目標に具体化しました。

(1)夢のあるまちづくり

まちの将来像をよりはつきりと描くために、10年単位の長期ビジョンとして総合計画が策定されています。第9次総合計画(令和3年度～12年度)では「様似町の活力・魅力向上」と「様似町の住みよさ向上」を2大方針にあげています。この2つ目の方針は様似町が持つ豊かな自然環境の中で、子供から高齢者までのあらゆる世代が安心して心豊かに暮らし続けるために何をしていくか、ということが核となっています。地域福祉計画は、この方針に沿って町民みずからが主体的に、地域活動に取り組み、理想の町に近づいていくことを使命としています。

(2)安心して健やかに暮らせるまちづくり

この町で充実した人生を送るには仕事や趣味、家庭生活、地域活動に勤しむことが欠かせませんが、健康な状態で日々の生活を送っていくことが全ての基本となります。地域住民の生活課題は、必ずしも専門分化した単一の福祉サービスによって充足されるものではなく、しばしば、福祉・保健・医療その他生活関連分野にまたがるものであるので、その三本柱のそれぞれが十分な連携を図ることによって、一人の町民も見逃されることなくサービスを受けられる体制が確立します。

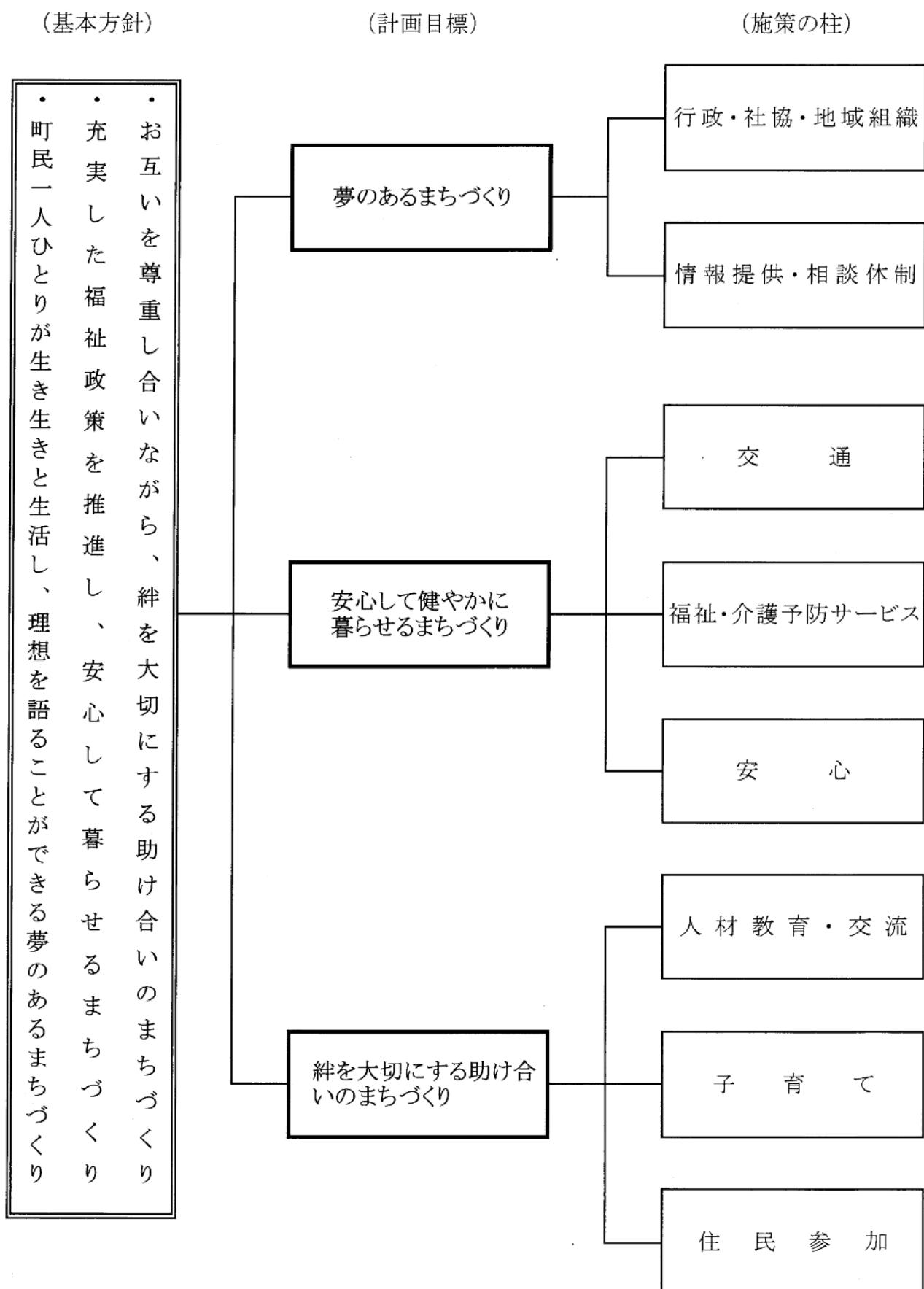
また、前計画で達成されなかった災害発生時においての協力体制整備を完成させなければなりません。実際の有事の際に機能的、効率的に災害弱者を避難させるためには台帳の整備だけでは足らず、シミュレーションしながら人の動きを把握することが大切です。それらを含め災害に強い福祉のまちづくりを進めていきます。

(3)絆を大切にする助け合いのまちづくり

社会福祉の基礎となるのは、他人を思いやり、お互いを支え助け合おうとする精神であり、自立した個人が地域住民としてのつながりを持ち、共に支え合い、助け合う精神が不可欠です。差異や多様性を認め合う地域住民相互の連帯、心のつながりとそのために必要なシステムを創っていくかなければなりません。貧困や失業に陥った人々、障害を有する人々等を社会的に排除するのではなく、地域社会への参加の障壁を取り除いていくことが重要です。

さらに、様々な権利侵害に対して、全体として権利を擁護していく地域住民の活動とシステムの構築が必要です。

3 計画の施策体系



第4章 施策の展開

1 夢のあるまちづくり

(1)行政・社協・地域組織

●概要

福祉サービスとは、地域に根ざすべきものです。そして地域福祉の実現とは、ただ単に地域に福祉施設が存在しているだけではなく、地域の福祉ニーズが的確に把握され、必要とされるサービスを提供することを意味します。

そのためには住民との対話が無くてはならず、対話からサービスが始まるとも換言できます。様似町の福祉サービス推進のエンジンとなるのは行政並びに社会福祉協議会であり、その組織力の強化がサービス提供の基盤となります。

●課題

地域では自治会をはじめ、社会福祉協議会、民生委員、地域包括支援センター、行政などが地域福祉を推進する重要な役割を担っています。

これら組織や団体が住民との連携、協働によりネットワークを強化するために、情報発信と情報交換の充実を図らなければなりません。

●行政の取組み

推進事項	
1 職員体制の維持	<ul style="list-style-type: none">・社会福祉士の採用
2 職員の資質向上	
3 職員間の連携強化	<ul style="list-style-type: none">・担当ケースの相互把握のためのミーティング(毎日・毎週)・介護・福祉担当係による月例ミーティング・保健推進・母子保健係による月例ミーティング
4 行政間の連携強化	<ul style="list-style-type: none">・税務町民課、教育委員会、他各課からの事業要請に応対
5 社会福祉協議会への活動支援	<ul style="list-style-type: none">・運営にかかる経済的支援

●社会福祉協議会の取組み

推進事項	
1 財政基盤の確立(経営基盤の安定)	
・介護保険指定事業所の経営安定	適切な事業評価、コスト把握(不採算部門の段階的撤退を含む) 収益事業の推進(自動販売機手数料) 介護部門職員の確保
・会員会費制度の啓発、安定(普通会費・特別会費・団体会費)	
・公的補助の継続維持	
・共同募金事業	赤い羽根共同募金 歳末たすけあい募金
2 役員体制の強化	
・社協経営(事業執行)への積極的参画	
・地域福祉への推進役としての意識づけ	
3 職員体制の強化	
・専門知識の充実及び資格取得奨励	
・事業の効率性や評価に対する意識づけ(コスト意識)	
・情報の伝達・共有(指示・報告・連絡等)	
・人材の確保及び定着	

(2)情報提供・相談体制

●概要

だれもが様似町で安心して暮らしていくためには、福祉サービスが必要となったときに、必要なサービスを選択でき、適切に利用できることが大前提です。

町民が主体的に福祉サービスを利用するためには、相談窓口において相談のあった生活課題を一面的に検討するのではなく、現在から将来にかけての生活を踏まえて、総合的かつ継続的な視野で検討し、適切なサービスにつなぐことが必要です。そのためには必要な情報を得られる環境が整備されていなければなりません。特に、介護保険制度や障害者総合支援法における障害福祉サービスなど、福祉制度は町民が自ら福祉サービスを選択し、契約により利用する制度であるため、住民がサービスを適切に選択し、利用するために必要な情報提供の充実が求められています。

●課題

保健福祉課からのお知らせとして広報紙には見開き2ページを確保し、緊急性の高い情報は新聞折り込み、自治会回覧により発信しています。また、様似町のホームページでも保健福祉課からの情報を掲載しています。今後はいかに読みやすく、伝わりやすい文書、紙面にしていくことと、福祉を必要としている人に関する情報を収集していくことに重きが置かれます。

●行政の取組み

推進事項	
1 保健福祉センターの取組	<ul style="list-style-type: none">・ 広報紙による「きらく」発信ページの継続・ 新聞折り込みチラシによる緊急性の高い情報の発信継続・ 町ホームページによる緊急性の高い情報の発信継続
2 福祉推進係・地域包括支援センターの取組	<ul style="list-style-type: none">・ 福祉サービス知識及び接客ノウハウの向上による高齢者及び障がい者への相談機能の充実
3 民生委員児童委員の相談活動の充実	<ul style="list-style-type: none">・ 民生委員協議会に出席し、保健福祉課からの福祉情報の発信と福祉的課題の共有
4 情報発信からサービスへのつなぎ	<ul style="list-style-type: none">・ 利用者が必要なサービスを主体的に選択した後、スムーズにそのサービスが利用できるよう積極的な仲介

●社会福祉協議会の取組み

推進事項

- 1 行政(福祉・保健)及び医療機関との情報共有化及び連携強化
- 2 総合相談窓口機能の充実
- 3 広報活動の充実
 - ・ 社協だより「くらしいきいき」の発行
 - ・ 社協ホームページの充実、発信

2 安心して健やかに暮らせるまちづくり

(1)交通

●概要

愛着のある地域で安心して暮らすために、福祉環境づくりを推進する必要があります。

高齢者や障がいをもつ方が通院、買物するための移動手段については、市街地と周辺部を結ぶ公共交通網が十分に整備されているといえない中で、少しでも利便性を高める方法が求められています。

●課題

通院、買物などライフラインを支える移動は安心して暮らすためには必須のインフラです。様似町では平成7年度から、通院のための移送サービスを始めましたが、介護保険法の改正や高齢化による免許の自主返納に伴い利用者のニーズがより細かく変容してきました。

この課題は第1期計画から課題として取り上げてきましたが、いまだ解決には至っていないものです。また、近年は通院に限らず、買物のニーズが多いことから既存の公共交通機関を活用しながらの移送政策が必要とされています。

●行政の取組み

推進事項	
1 移送サービス制度をより利用しやすくするための制度改正	・現在の利用者ニーズに応じた適切な制度への改正
2 外出支援サービスの利便性向上のための見直し	・今後、より利用者の増加が見込まれるため、新たな制度への変更
3 老人等通院費助成制度の継続	
4 既存公共交通機関を利用した新たな助成制度の創出	・路線バスが走っていない地域の町民を対象としたタクシー乗車助成制度を新たに設ける。

●社会福祉協議会の取組み

推進事項	
移送サービス事業(受託事業)	
従来型(移送サービス事業実施要綱に基づく)	
・利用申請時の事業概要の要説明	
・利用対象者の範囲、介護人の付き添い原則	
・利用運行時間及び利用時での秩序保持	
・利用料	

(2)福祉・介護予防サービス

●概要

住民が生きがいを持ち、住み慣れた地域で、安心して年齢を重ねることができる町づくりのためには町民一人ひとりが健康への意識を高め、町はそれに応える施策を実施しなければならない。

また、介護保険法第117条の規定に基づき、高齢者に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、円滑な事業実施と保険給付を図るため、3年ごとの様似町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画が本計画と同様に令和3年度からスタートする。

●課題

多くの高齢者はフレイルと呼ばれる、健康な状態と介護が必要な状態の中間的な段階を経て、徐々に要介護状態に至るとされ、バランスの良い食事と定期的な運動、外出や趣味活動、地域での交流など社会とのつながりを保つことで、フレイルに至らないことが重要です。

介護予防を地域づくりとして捉え、住民主体の介護予防活動を支援するほか、地域の様々な社会資源を活用して介護予防事業を展開することが必要である。

●行政の取組み

推進事項	
1 介護予防普及啓発事業の推進	
	<ul style="list-style-type: none">・おたっしゃ教室(閉じこもり、認知症予防)・男性料理教室、地区別健康長寿料理教室(高齢者の食に関する知識と技術の向上)・歯づらつサークル(口腔機能の向上・改善)
2 地域介護予防活動支援事業の推進	
	<ul style="list-style-type: none">・介護予防ボランティアポイント事業・介護予防サポーターの育成・各地区通いの場の立ち上げ (いきいき百歳体操・かみかみ百歳体操・ふまねっと)
3 包括的支援事業の実施	
	<ul style="list-style-type: none">・生活支援・介護予防サービスの開発・充実

●社会福祉協議会の取組み

推進事項

1 訪問介護事業(総合事業含む)

- ・サービスの充実
- ・事業所の経営安定

2 訪問入浴事業

- ・サービスの充実
- ・事業所の経営安定

3 居宅介護支援事業(要介護認定調査含む)

- ・サービスの充実
- ・事業所の経営安定
- ・地域包括支援センターとの連携強化

4 地域支え合い事業(受託事業)

- ①給食サービス事業
- ②軽度生活援助事業(日常生活援助・外出援助等)
 - ・利用料の再検討
- ※①②介護予防・日常生活支援総合事業の活用検討
- ③障がい者居宅介護事業(自立支援法指定)
- ④重度身体障害者等訪問入浴事業

5 地域福祉事業

- ①会員(住民)慶弔事業
 - ・長寿祝品贈呈(満百歳)
 - ・弔慰供物奉てん(線香セット)
- ②ひとり暮らし老人安否確認電話サービス
- ③ふれあい郵便事業(一人暮らし老人及びその町外家族)
 - ・暑中見舞い
 - ・寒中見舞い
- ④寝たきり高齢者等紙おむつ助成事業
- ⑤特別給食(おせち料理)サービス事業
- ⑥自治会福祉部活動支援事業
 - ・敬老会活動
- ⑦福祉用具の貸付け

(3) 安心

● 概要

ひとり暮らし高齢者、子ども、障がいをもつ方たちが安全に暮らすためには地震、大雨による自然災害への防災知識を高め、自らを守る意識が必要ですが、「地域の人の命も暮らしも守る」ためには、ふだんから住民同士の支え合い、助け合いを基礎とした、地域における取り組みを推進することが重要となっています。

また、人的災害として近年、高齢者を対象とした悪徳商法のような犯罪が増加しており、判断能力の低下した高齢者が不利益を被ることがないよう、成年後見制度をはじめとする諸制度を活用し、日常生活を支える体制を確保する必要があります。そして、子どもや高齢者の交通事故なども増加していることから、家族や近隣住民との関係が希薄化しないよう、地域全体でこれらの犯罪や事故を防ぐ取り組みも必要となってきます。

● 課題

高齢者がひとり暮らしでも不安無く生活するためには、社会から隔離されることを防がなければなりません。近所に住む人たちの見守りが高齢者を孤独から救い、犯罪から守ることに大きく貢献します。つまり、近所への無関心が重大な事故につながるという事例もあります。この傾向は都市部で顕著ですが、地方部でも増加がみられます。制度で救いきれない事例は、やはり地域力で解決するしかなく、地域力を上げていくことが課題です。そして地域から発信されたSOSを受けたときに迅速に対応できる体制、制度の整備、充実していくことが課題です。

また、成年後見制度については、制度が広く一般に浸透していないことや、制度に対するネガティブイメージが先行してその利用は全国的に低位に推移しており、道社協が所管する日常生活自立支援事業については、実際に支援を担う生活支援員が不足し、活用困難な状況が続いている。制度の周知とあわせて、これら権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能を強化していくため、関係機関の連携強化が課題となっています。

● 行政の取組み

推進事項	
1 緊急通報システム設置事業の継続	・ 利用者拡大、及びそのための周知
2 防火査察の実施	・ 日高東部様似支署による暖房器具等の点検
3 判断能力が不十分な方に対する支援の強化	・ 成年後見制度利用促進基本計画の策定 ・ 成年後見制度の活用促進

- 4 低所得者・生活困窮者等への相談体制の充実
- 5 地域見守り体制の充実
 - ・地域見守り協定締結事業所(現状27事業所)の維持
- 6 児童虐待の防止
 - ・事例に応じた様似町要保護児童対策地域協議会の迅速な開催

●社会福祉協議会の取組み

推進事項

- 1 判断能力が不十分な方への支援体制の構築
 - ・日常生活自立支援事業の受託検討
- 1 低所得者支援事業
 - ・生活福祉資金貸付事業の推進(北海道社会福祉協議会)
- 2 災害時等要援護者支援体制の整備(避難行動)
 - ・行政との要援護者情報の共有化(要援護者台帳等)
 - ・町防災計画への参加、協力
- 3 災害ボランティア体制の整備(機能推進)
 - ・災害ボランティアセンター設置、運営マニュアルの策定
 - ・町との協定(災害ボランティアセンターの設置等に関する協定書)
 - ・活動財源及び物資(活動資機材等)の確保検討

3 紣を大切にする助け合いのまちづくり

(1)人材教育・交流

●概要

住み慣れた町で、安心して老後を迎えるためには、快適に過ごせる施設が必要であることは言うまでもありませんが、そこで働く人材がいなければ機能しません。なり手不足の現状から将来の不安をなくしていくためにも教育には力を入れていく必要があります。また、町民に対しても寝たきりにならないための教育、健康を守る教育が必要です。さらに認知症への理解を深め、偏見をなくすために、児童期からの周知、啓発が必要です。

●課題

核家族化、少子化が進み、10年前と比較しても私たちの社会生活、人々の価値観は変化しています。地域への関心や連帯感が薄れ、子どもたちが地域の人々とふれあう機会が減ることで、地域の教育力の低下が懸念されています。

人材の育成を目的とした交流に関しては、行政や社会福祉協議会、さまざまな専門職やボランティアなどのほか、町民一人ひとりも重要な担い手と期待されますが、人口の減少、地域におけるつながりの希薄化などとともに、担い手の不足が深刻な問題となっています。

また、地域福祉活動の中心になっている、自治会の役員や民生委員・児童委員等の人たちに、活動の負担が集中していることも大きな問題です。

その一方で、町民アンケートの自由意見にはボランティアへの参加意欲をうかがえる意見が見受けられ、潜在的に存在するボランティアを発掘していくことが重要となっていきます。

●行政の取組み

推進事項

1 福祉思想の啓発

- ・ 福祉の基盤となる地域における助け合いの重要性を発信する。

2 学校教育の場での福祉意識啓発事業の継続

- ・ 小学生による高齢者や障がい者の疑似体験授業の継続

3 福祉関係事業者等とのネットワークづくり

- ・ 行政内部をはじめとして、社会福祉協議会、様似福祉会及び関連福祉法人との情報交換、連携

4 老人クラブ活動への支援の継続

- ・ 様似町老人クラブ連合会の事務局継続

●社会福祉協議会の取組み

推進事項

1. ボランティア活動事業の育成・支援

- ・ボランティア団体への活動支援と連携
- ・ボランティア活動普及事業
- ・ボランティアセンターの整備、推進

(2)子育て

●概要

地域では、子どもから高齢者までの多世代が助け合いながら生き生きと暮らしていくことが重要です。しかし急速な少子社会の進展や核家族化、地域のつながりの希薄化により、子どもや家族を取り巻く環境は、目まぐるしく変化しています。子育て中の孤立感や負担を感じている人がいる中で、子どもの健やかな成長を町全体で支援していく必要があります。

●課題

幼児・小・中・高校生がそれぞれの成長段階で生き生きと過ごすためには、地域全体が子どもたちの健全育成に取り組むことが重要であり、子どもたちの居場所を整備、充実する必要があります。また、女性の社会進出に伴い、共働き家庭が増加しており、保護者が子育てと仕事を両立できる環境整備が求められています。

また、犯罪、児童虐待から子どもを守るためにには、関係する機関・団体による密接な連携が不可欠であり、情報の提供、共有をすることが肝要ですが、高度な個人情報に接するため秘密を守ることが徹底されなければなりません。

●行政の取組み

推進事項

1 子育て支援の拠点充実

- ・子ども、保護者が安心して遊べる、集めることができる場所の充実
- ・子育てサロンの継続
 - ・放課後児童施設の「ひ・ま・わ・り」の利便性の向上
 - ・放課後児童対策の充実

2 子育て支援

- ・子育てにかかる費用軽減施策の継続
- ・親子で体験わくわく広場事業の継続
- ・子育てサポーター養成事業の継続
- ・子育て支援サークル・ボランティアグループの育成及び支援の継続

3 地域見守り体制の充実

●社会福祉協議会の取組み

推進事項

1 福祉団体等への活動支援

- ①子供会育成連絡協議会への活動支援と連携
- ②身体障害者福祉協議会への活動支援と連携

(3)住民参加

●概要

地域には子どもから高齢者まで様々な人が暮らしていますが、生活習慣の違い、価値観の多様化、核家族化によりかつてのような住民相互の地域的、社会的つながりが希薄となり、虐待や孤独死という痛ましい事例が社会問題化し、地域の見守りに期待が寄せられています。

また、行政、専門職が行ってきた福祉から、だれもが気軽にできる福祉へと敷居を下げる必要があります。

●課題

家庭内で起こる虐待、孤独死などの問題を早期に発見し、解決するためには町民自らが地域に关心をもち、人と人とのつながりづくり、独居高齢者、障がい者、子育て中の家庭などを地域で見守るなど、日常的な支えが必要です。

地域福祉は「すべての町民が福祉の受け手であり、同時に担い手である。」という認識に成り立つものです。「サービスを受けるだけの福祉」から「自ら携わる福祉」へと意識を変容させていくことが課題です。

●行政の取組み

推進事項	
1 民生委員児童委員活動への協力	避難行動要支援者台帳の整備、共有、情報の更新
2 地域のネットワークづくり	自治会、ボランティア団体など地域の福祉資源と幅広く連携・協働し、ネットワークを強化
3 認知症サポーターの養成継続	認知症サポーターの養成継続
4 チームオレンジ・コーディネーターの養成	

第5章 計画の推進

1 計画の推進にあたって

地域福祉計画により提起される多様な地域課題の解決には、地域福祉の推進に関わるすべての人の主体的な参加や協力が必要不可欠であり、住民(自助)、地域(共助)、行政(公助)それぞれが担うべき事項を確認し、連携して「地域ぐるみの福祉」を推進することが大切です。

そのためにはまず、地域福祉の理解を広げるため、本計画を多くの住民に知ってもらうことが必要であり、広報誌やホームページをはじめ、様々な場面において周知に努めていきます。

2 計画の推進体制

①住民

福祉に対する意識や認識を高め、日頃から地域の交流等に積極的な参加をして地域福祉の状況を把握するとともに、「自助」のもと自身や家族に不足しているサービスについて考え、地域や行政に発信することが重要となります。

②地域

地域住民相互の交流を図り、やりがいや生きがいについての再確認を図るとともに、「共助」のもと住民同士の協力関係の構築に努めていくことが必要です。

災害時における地域の要配慮の迅速な避難を実現させるため、平常時から災害時の支援体制について検討しておき、一人ひとりにあった支援プランの作成に努めていくことが重要となります。

③福祉サービス事業者

福祉サービスの提供者として、利用者や地域の声を参考に、行政と協力して地域福祉のニーズに見合ったサービスを確保することが重要となります。

④社会福祉協議会

地域福祉の推進を担う団体として、行政と連携しながら、住民への支援や、地域の組織化への協力をを行い、地域の実情に応じた活動の展開に努めていくことが必要です。

本計画に基づく各事業を推進していく体制について、各地域、各関係事業者と連携を図り、維持・推進していくことが重要となります。

⑤行政

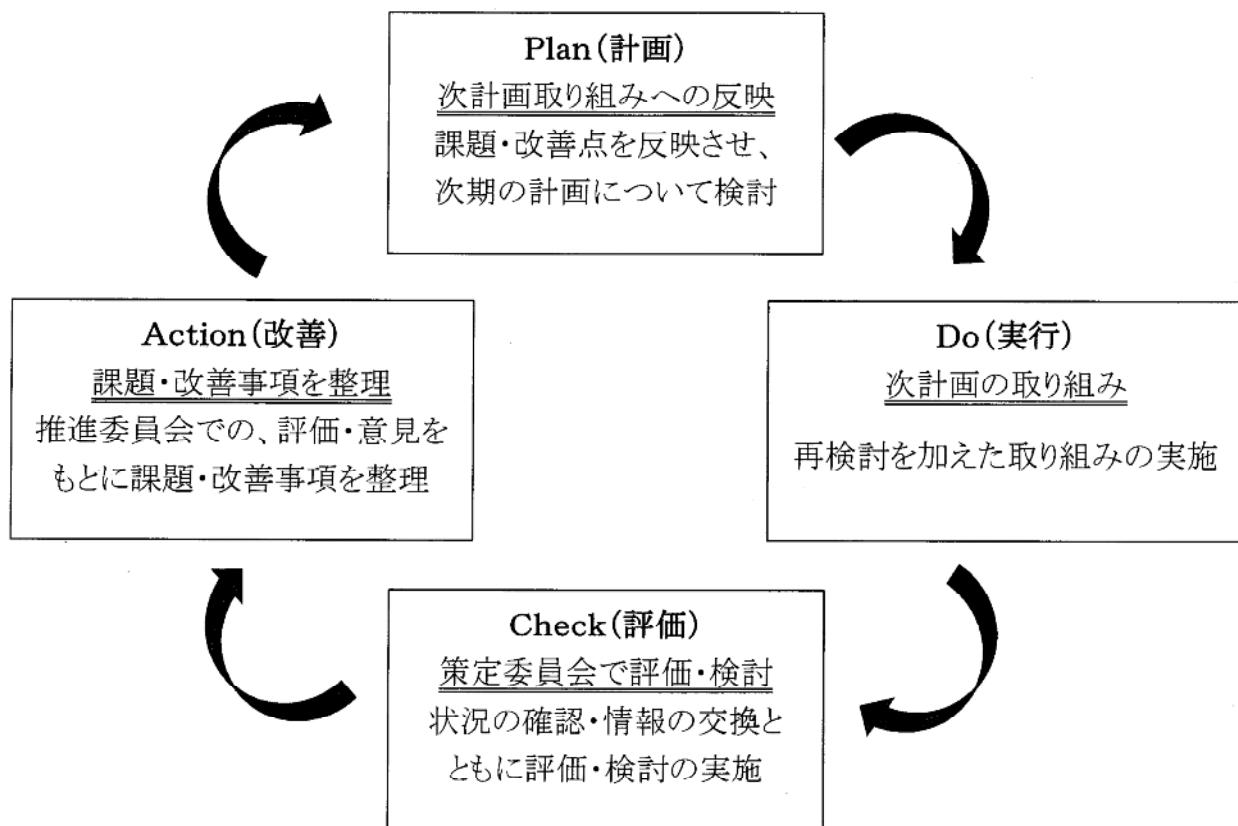
地域福祉の向上を目指し、総合的かつ効果的に施策を推進する必要があります。そのため関係機関の役割を踏まえながら、相互の連携・協力を図るとともに、地域住民のニーズの把握と各地域の特性に配慮した施策の推進に努めます。

地域住民の地域福祉活動への参画を促すため、参加機会の提供の充実に努めます。

3 計画の評価・点検

本計画の適切な推進を図るため、社会福祉法第107条第3項の規定に則り、計画の進捗状況を把握し、必要に応じて方針等の見直しを行います。

本計画を推進するにあたって「PDCAサイクル」を確立し、計画策定から実施、評価、改善を行います。



【資料1】

様似町地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成22年5月10日

告示第40号

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に基づく様似町地域福祉計画(以下「地域福祉計画」という。)の策定に当たって、住民及び社会福祉関係者等の意見を計画に反映させるため、様似町地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、前条の目的達成のために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 福祉サービス事業者
- (2) 医療関係者
- (3) 保健・福祉関係者
- (4) 民生児童委員
- (5) 学識経験者

(任期)

第4条 委員の任期は、地域福祉計画の策定が完了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1名を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は委員会を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求めることができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務を処理するため、保健福祉課内に事務局を置く。

(関係機関との連携)

第8条 地域福祉計画の策定に当たっては、様似町社会福祉協議会をはじめ関係機関との連携を図る。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年5月10日から施行する。

【資料2】

様似町地域福祉計画策定委員名簿

	氏 名	所属
福祉サービス事業者	矢 陸 和 男	高齢者事業団 事務長
	木 下 健 一	様似町社会福祉協議会 事務局長
	長 森 美 樹	様似町社会福祉協議会
	佐 藤 奈 津 江	様似町社会福祉協議会(ケアマネジャー)
医 療 関 係 者	三 上 徹 成	三和医院
保 健 福 祉 関 係	岩 崎 忠 昭	様似調剤薬局薬剤師
	萱 森 尚 輝	障がい者相談支援事業所ういづ
民 生 児 童 委 員	石 羽 澤 慶 明	様似町民生委員児童委員協議会 会長
学 識 経 驚 者	大 久 保 唯 行	僧侶
	鎌 田 奈 美 江	